

基本目標	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和5年度 実施予定	令和5年度 実施結果	実施予定を 下回った場合の理由	令和6年度 実施予定	重点取組 法定必須事項	重点取組 法定必須事項以外	子ども・若者計画 との共通事業 (事業番号)	
目標1 子どもたちがたく ましく育つことの できる環境づくり	施策1 就学前の教育・ 保育環境の整備	1	幼保一体化の推進	教育・保育のニーズの状況を踏まえながら、公立施設における幼保一体化を推進します。	子ども・若者政策課 幼児課 幼児施設課	公立保育所の幼保一体化について、教育・保育の需要の動向を注視しながら、状況に応じた検討を進めます。	公立保育所の幼保一体化については、依然として保育需要が高い傾向にあることから、待機児童の解消を最優先とする必要があり、動向を注視し、将来的な実施について検証を開始しました。		公立保育所の幼保一体化については、依然として保育需要が高い傾向にあることから、待機児童の解消を最優先とする必要があり、引き続き待機児童や就学前人口の推移等の動向を注視し、将来的な実施について検証を進めます。	1 幼保一体化推進			
		2	幼稚園教諭・保育士等の確保	県、関係機関、養成校等と連携を図りながら、資格取得見込者への働きかけを積極的に実施し、幼稚園教諭・保育士等の確保に取り組みます。県、関係機関と連携を図りながら、有資格者の再就職に取り組みます。	幼児課	滋賀県保育協議会主催の就職フェアへ参加 滋賀県待機児童対策協議会 保育士トライアル研修「草津の保育って楽しい！ 見つけよう 自分に合った保育園・こども園」	滋賀県保育協議会主催の就職フェアへ参加 滋賀県待機児童対策協議会 保育士トライアル研修「草津の保育って楽しい！ 見つけよう 自分に合った保育園・こども園」		滋賀県保育協議会主催の就職フェアへ参加 滋賀県待機児童対策協議会 保育士トライアル研修「草津の保育って楽しい！ 見つけよう 自分に合った保育園・こども園」				
		3	地域型保育事業への連携等の支援	質の高い地域型保育事業の展開に向けて、巡回支援を行い、私立保育園においても連携体制の強化を図ります。また、公立の幼稚園型認定こども園での3歳児受入れについて検討します。	幼児課	指導員2人配置 25施設支援	指導員2人配置 25施設支援		指導員2人配置 24施設支援 (連携園との合併のため1施設減)	1 幼保一体化推進			
		4	多様な主体の参入促進	小規模保育事業、特定教育・保育施設への民間事業者の参入促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進します。特定教育・保育施設については、適切な運営や保育体制となるように市の支援・指導体制を強化します。また、研修の充実や積極的に施設間の情報交換の場を持つことで、市内の教育・保育施設全体の質の向上を図ります。	幼児課	指導員2人配置(39施設支援) 地域型保育施設25施設 認可外保育施設14施設 認可外監査事務員1人配置	指導員2人配置(39施設支援) 地域型保育施設25施設 認可外保育施設14施設 認可外監査事務員1人配置		指導員2人配置(38施設支援) 地域型保育施設24施設 認可外保育施設14施設 認可外監査事務員1人配置	3-⑩ 多様な主体の参入			
		5	3歳児親子通園事業	幼稚園での親子通園体験を通して、在宅の3歳児とその保護者の生活経験を広げ、豊かな人間性の芽生えや温かい人間関係を育み、地域の子育てを応援します。	幼児課	実施予定なし		令和3年度末で終了。各施設において、未就園児活動を実施している。		実施予定なし			
		6	公立幼稚園等における2歳児への子育て支援の検討	在宅の2歳児とその保護者を対象に、各施設における子育て支援活動を充実することにより、子育て施策の推進を図ります。	幼児課	公立就学前教育・保育施設数13園(所)未就園児活動	13園(所)での公立就学前教育・保育施設未就園児活動		13園(所)公立就学前教育・保育施設での未就園児活動				
		7	就学前の教育・保育の充実(保育認定)	保護者が就労等により家庭で保育をすることができない乳幼児に対して、就学前の教育・保育を実施するため、保育ニーズを満たす施設や人材の確保に努めます。	幼児課 幼児施設課	令和5年4月1日に、民間保育施設2施設の保育定員の変更があり、保育定員が30人減となりましたが、第二期計画における量の見込み以上の定員を確保しました。また、保育ニーズを満たすためには、確保方策とともに人材の確保も重要であることから、保育士確保事業(保育士宿舎借り上げ支援事業補助金、保育体制強化事業補助金、保育補助者雇上強化事業補助金、保育士等処遇改善費補助金)等を活用し、保育士の就業継続および離職防止を図ります。	令和5年度中に、利用希望者数の増に伴い、小規模保育施設2施設が利用定員を見直したことにより、保育定員が14人増となりました。また、保育ニーズを満たすために、確保方策とともに人材の確保も重要であることから、保育士確保事業(保育士宿舎借り上げ支援事業補助金、保育体制強化事業補助金、保育補助者雇上強化事業補助金、保育士等処遇改善費補助金)を引き続き実施し、さらに新たな保育士確保策として、「保育士等奨学金返還支援事業」、および「保育士等就職定着応援支援事業」を開始することにより、保育士の人材確保を行うとともに、就業継続および離職防止を図りました。		令和6年4月1日に、民間保育施設3施設が利用定員を見直したことにより、保育定員が14人増となりました。また、保育ニーズを満たすために、確保方策とともに人材の確保も重要であることから、引き続き、保育士確保事業(保育士宿舎借り上げ支援事業補助金、保育体制強化事業補助金、保育補助者雇上強化事業補助金、保育士等処遇改善費補助金)、および令和5年度より新たに開始した「保育士等奨学金返還支援事業」、「保育士等就職定着応援支援事業」を実施することにより、保育士の人材確保を行うとともに、就業継続および離職防止を図ります。	2-(1) 就学前教育・保育			
		8	就学前の教育・保育の充実(教育標準時間認定)	学校教育法に基づき、就学前の幼児に対して、幼児期の学校教育を実施します。	幼児課 幼児施設課	教育標準時間認定(定員確保数)2,242人	教育標準時間認定(定員確保数)2,242人		教育標準時間認定(定員確保数)2,057人	2-(2) 就学前教育・保育			
		9	私立施設の認定こども園への移行促進	私立施設(幼稚園および保育園、認可外保育施設)について、保育定員の維持・向上を前提に、各事業者の意向等を踏まえ、認定こども園への移行を促進します。	幼児施設課	教育・保育の需要の動向を注視しながら、各事業者の意向等も踏まえ、認定こども園への移行を進めます。	私立保育園(1施設)について、保育定員を維持したうえで幼保連携型認定こども園への移行に向けた調整を進めました。		令和6年4月1日に、私立保育園(1施設)が保育定員を維持したうえで幼保連携型認定こども園へ移行しました。引き続き、教育・保育の需要の動向を注視しながら、各事業者の意向等も踏まえ、認定こども園への移行を進めます。	1 幼保一体化推進			
		10	私立保育園の整備	私立保育園の新設、増改築、分園等による定員増を推進し、待機児童の解消と、さらなる子育て支援の充実を図ります。また、令和3年度の開園に向けて、私立保育園新設を推進します。	幼児施設課	R5未実施		令和3年度の認可保育所4施設の開園により、私立保育園の整備が計画どおり完了しました。		R6未実施			
		11	小規模保育施設の展開	増加する低年齢児の保育需要に対応するため、質が確保された小規模保育事業の整備を図ります。	幼児施設課	引き続き、低年齢児の保育需要の動向を注視し、小規模保育事業の整備必要性を確認します。	利用希望者数の増に伴い、小規模保育施設2施設が利用定員を見直したことにより、保育定員が14人増となりました。		低年齢児の保育需要が高い傾向にあることから、引き続き、低年齢児の保育需要の動向を注視し、小規模保育事業の整備必要性を確認します。	1 幼保一体化推進			
		12	幼稚園の改修整備	老朽化の進む公立幼稚園について、幼保一体化の推進と整合を図りながら、必要な改修を行います。	幼児施設課	R5未実施		令和3年度までに、公立幼稚園全施設について、認定こども園化と併せて必要な改修を実施しました。		公立幼稚園全施設について、認定こども園化と併せて必要な改修を実施したことから、引き続き、ファシリティマネジメントに基づく計画修繕を中心とした維持管理を実施します。			
		13	認定こども園、幼稚園および保育所(園)を対象とした研修【子・若計画No.56と共通】	就学前の教育・保育内容の充実に向けて、必要な研修を実施します。	幼児課	研修回数16回 協定大学との共催研修3回	研修回数16回 協定大学との共催研修3回		研修回数11回 協定大学との共催研修6回	1 幼保一体化推進			56

基本目標	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和5年度 実施予定	令和5年度 実施結果	実施予定を 下回った場合の理由	令和6年度 実施予定	重点取組 法定必須事項	重点取組 法定必須事項以外	子ども・若者計画 との共通事業 (事業番号)		
目標1 子どもたちがたく ましく育つこと のできる環境づくり	施策2 就学前の教育・ 保育内容の充実	14	保育実践交流研修の実施	認定こども園、幼稚園および保育所（園）での日課や教育・保育内容を交流することにより、幼保一体化に向けての課題や方策について考える場とし、互いの良さを生かした教育・保育内容の充実を図ります。	幼児課	公立就学前教育・保育施設13園（所）	公立就学前教育・保育施設13園（所）		公立就学前教育・保育施設13園（所）	1 幼保一体化推進				
		15	就学前教育・保育カリキュラム（共通カリキュラム）の推進	就学前施設におけるすべての子どもの豊かな育ちを保障し、質の高い教育・保育を確立するため、認定こども園、幼稚園および保育所（園）における共通カリキュラムを活用した実践・検証に取り組み、質の高い就学前の教育・保育の提供を促進します。	幼児課	草津市就学前教育・保育研究会の開催 公立就学前教育・保育施設数13園（所）	草津市就学前教育・保育研究会の開催 公立就学前教育・保育施設数13園（所） 草津市就学前教育・保育カリキュラムの実践・検証を行った。		草津市就学前教育・保育研究会の開催 公立就学前教育・保育施設数13園（所）	1 幼保一体化推進	4「草津っ子」育み事業			
		16	就学前教育と小学校教育との円滑な接続と連携の推進	認定こども園、幼稚園および保育所（園）と小学校との円滑な接続のため、接続期のアプローチカリキュラムや小学校入学時のスタートカリキュラム等、教育・保育内容にかかる職員間の共通理解や推進体制を強化します。	幼児課 学校教育課	（幼児課） 草津市幼保小接続推進会議を組織し、全体会および合同研修会、各中学校区における公開授業・保育の実施 （学校教育課） ・各中学校区をまとまりとした幼保小接続推進会議（各部会）の実施。 ・市全体での幼保小接続推進会議（全体会）と研修会の実施。（各年1回） ・市全体での幼保小接続推進代表者会議の実施。（年2回）	（幼児課） 草津市幼保小接続推進会議を組織し、全体会および合同研修会、各中学校区における公開授業・保育の実施 （学校教育課） ・各中学校区をまとまりとした幼保小接続推進会議（各部会）の実施。 ・市全体での幼保小接続推進会議（全体会）と研修会の実施。（各年1回） ・市全体での幼保小接続推進代表者会議の実施。（年2回）		（幼児課） 草津市幼保小接続推進会議を組織し、全体会および合同研修会、各中学校区における公開授業・保育の実施 （学校教育課） ・各中学校区をまとまりとした幼保小接続推進会議（各部会）の実施。 ・市全体での幼保小接続推進会議（全体会）と研修会の実施。（各年1回） ・市全体での幼保小接続推進代表者会議の実施。（年2回）	1 幼保一体化推進	1 子どもの貧困対策 4「草津っ子」育み事業			
		17	幼稚園等ステップアップ推進事業	教師の指導力向上のため園内研究会を開催するとともに、質の高い学びが得られる体験活動の充実や地域、園の特色を生かした教育・保育の充実を図ります。	幼児課	公立就学前教育・保育施設数 10園（教育認定）	公立就学前教育・保育施設数 10園（教育認定）		公立就学前教育・保育施設数 10園（教育認定）	1 幼保一体化推進	4「草津っ子」育み事業			
		18	保育体験・異年齢交流の推進【子・若計画No.6と共通】	認定こども園、幼稚園および保育所（園）において、中学校や小学校の保育体験や職場体験の受入れを行い、異年齢交流の推進を図ります。	幼児課	公立就学前教育・保育施設数13園（所）	公立就学前教育・保育施設数13園（所）		公立就学前教育・保育施設数13園（所）	1 幼保一体化推進	4「草津っ子」育み事業	6		
		19	就学前教育サポート事業	大学との連携により、心理と保育専門分野から幼稚園教諭・保育士等への支援を強化し、心理的負担の軽減と、教育・保育力の向上を図ります。	幼児課	公立就学前教育・保育施設数13園（所）	公立就学前教育・保育施設数13園（所）		公立就学前教育・保育施設数13園（所）	1 幼保一体化推進	1 子どもの貧困対策 2 児童虐待防止対策 4「草津っ子」育み事業			
		20	幼児教育推進体制の充実	幼児教育アドバイザーを設置し、幼児教育の質の向上に向けた実践研究と人材育成を推進します。また、幼児教育と小学校教育の円滑な接続にかかる取組を充実します。	幼児課	幼児教育アドバイザー1人配置	幼児教育アドバイザー1人配置		幼児教育アドバイザー1人配置	1 幼保一体化推進	4「草津っ子」育み事業			
		21	公立認定こども園、幼稚園および保育所（園）の園庭開放【子・若計画No.10と共通】	未就園の子どもとその保護者を対象に、認定こども園、幼稚園および保育所（園）の園庭を開放することで、親子で自由に遊べる場所を提供します。	幼児課	実施なし（未就園児活動時に園庭で遊べるようにしている）	実施施設2園（所） （その他の施設については未就園児活動時に園庭で遊べるようにしている）		実施施設3園（所）（未就園児活動時に園庭で遊べるようにしている）		4「草津っ子」育み事業	10		
		施策3 放課後の居場所 の充実		22	児童育成クラブの充実	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与え、児童の健全な育成を図ります。	子ども・若者政策課	公設14・民設23施設	公設14・民設23施設		公設14・民設25施設 (R7年度に向けて2施設整備予定)	3-③ 放課後児童健全育成・放課後子ども教室	2 児童虐待防止対策	
				23	民間による児童育成クラブの整備	児童育成クラブへの入会希望の増加と多様なニーズへの対応に向け、民間による児童育成クラブの実施を推進します。今後定員を超えることが予想される小学校区を対象に、継続して民設児童育成クラブの施設整備を進めます。	子ども・若者政策課	1箇所に民設募集	1箇所に民設募集 (1か所新設)		2箇所に民設募集	3-③ 放課後児童健全育成・放課後子ども教室		
24	児童育成クラブおよび放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施に関する連携協力体制の整備			児童育成クラブと放課後子ども教室の双方の支援員が参加児童の情報を共有する等連携し、協力体制の整備に努めます。また、一体的な実施に関する検討の場として、運営委員会の設置・運営を行います。	子ども・若者政策課 生涯学習課	実施校 2校	実施校 2校		実施校 2校	3-③ 放課後児童健全育成・放課後子ども教室				
施策4 確かな学力向上 等に向けた取組		25	学校施設・設備の充実（小中学校）	老朽化が進む小中学校の施設・設備の計画的な改修・更新を図るとともに、非構造部材の耐震対策を含めた点検・修繕等の維持管理に努めます。また、必要に応じて施設の新築・増築等を進めます。	教育総務課	・大規模改修工事 工事予定校 3校（新堂中グラウンド、志津南小体育館トイレ、南笠東小トイレ） 設計予定校 5校（玉川中トイレ、南笠東小予防保全改修、笠縫小長寿命化計画、高穂中保全計画、笠縫小グラウンド） ・非構造部材改修工事 工事予定校 1校（松原中1期）	・大規模改修工事 工事 3校（新堂中グラウンド、志津南小体育館トイレ、南笠東小トイレ） 設計 5校（玉川中トイレ、南笠東小予防保全改修、笠縫小長寿命化計画、高穂中保全計画、笠縫小グラウンド） ・非構造部材改修工事 工事 1校（松原中1期）		・大規模改修工事 工事予定校 1校（玉川中学校校舎棟トイレ、体育館棟トイレ） 設計予定校 5校（笠縫小耐力度調査、草津小トイレ、高穂中体育館トイレ、矢倉小防災機能強化事業、松原中グラウンド） ・非構造部材改修工事 工事予定校 1校（松原中2期）					
		26	英語教育推進事業【子・若計画No14と共通】	小中学校にALTやJTEを配置し、英語を用いたコミュニケーション活動の充実を図るとともに、小中学校間で連続性のある英語教育の推進を図ります。	学校政策推進課	市立小学校にJTE6名、市立全小中学校にALT3名を配置し、英語を用いたコミュニケーション活動の充実を図ります。小中学校の円滑な接続を図る中で、子どもの言語活動の充実を目指した英語教育を推進していきます。 ALT:外国人英語指導助手 JTE:日本人英語指導助手	市立小学校にJTE6名、市立全小中学校にALT3名を配置することで、英語を用いたコミュニケーション活動の充実を図ることができた。また、小中学校の円滑な接続を図り、英語教育を通して、子どもの言語活動の充実を図ることができた。		市立小学校にJTE4名、市立全小中学校にALT3名を配置し、英語を用いたコミュニケーション活動の充実を図ります。小中学校の円滑な接続を図る中で、子どもの言語活動の充実を目指した英語教育を推進していきます。 ALT:外国人英語指導助手 JTE:日本人英語指導助手		4「草津っ子」育み事業	14		

基本目標	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和5年度 実施予定	令和5年度 実施結果	実施予定を 下回った場合の理由	令和6年度 実施予定	重点取組 法定必須事項	重点取組 法定必須事項以外	子ども・若者計画 との共通事業 (事業番号)	
目標1 子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり	施策4 確かな学力向上等に向けた取組	27	道徳教育推進事業【子・若計画No.89と共通】	子どもたちによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、学校と地域、家庭が連携・協働しながら、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育みます。	学校教育課		道徳教育の授業力や学ぶ力の向上を目指します。家庭・地域との連携、豊かな出会いをする体験活動の推進を行う中で「子どもの心に響く道徳教育」に取り組んでいます。	市の道徳部会で授業力の向上に努めるとともに、県の開催する研修会に教師が参加することで、質の向上に努めた。	道徳教育の授業力や学ぶ力の向上を目指します。家庭・地域との連携、豊かな出会いをする体験活動の推進を行う中で「子どもの心に響く道徳教育」に取り組んでいます。		4「草津っ子」育み事業	89	
		28	教室アシスタント配置事業【子・若計画No.15と共通】	各小中学校に教室アシスタントを配置し、小1プロブレムや中1ギャップへの対応、特別支援が必要な児童生徒への学習面や生活面でのサポートを行います。また、児童生徒への関わり方や活動内容の交流について定期的な研修を行い、児童生徒への適切な支援を行います。	児童生徒支援課		教室アシスタント56名 ※小学校は1年生の学級数分の人数、中学校は各1名を原則とする。	教室アシスタント56名を市立小中学校に配置し、小1プロブレムや中1ギャップへの対応、特別支援が必要な児童生徒への学習面や生活面でのサポートを行った。また、教室アシスタントの研修を年間2回実施し、児童生徒への関わり方について理解を深めた。	教室アシスタント52名 ※小学校は1年生の学級数分の人数、中学校は各1名を原則とする。		1 子どもの貧困対策 4「草津っ子」育み事業	15	
		29	学びの教室プロジェクト【子・若計画No.16と共通】	放課後等の子どもの居場所の確保を図るとともに、子どもの自主学習を支援し、学習習慣の確立と学力向上を図ります。	児童生徒支援課		放課後自習広場として小学校14校で実施。学びの教室として6会場で実施。	学びの教室では講義型に加えて少人数型会場を開講、ニーズに合った取組を進めた。155名の参加があった。		放課後自習広場として小学校14校で実施。学びの教室として6会場で実施。		1 子どもの貧困対策 4「草津っ子」育み事業	16
		30	国語・英語を中心とした学力向上事業【子・若計画No.17と共通】	児童生徒が基礎基本の確かな学力を身に付けられるよう、漢字、英語に関する検定を実施します。	学校政策推進課		漢字検定 4,290人 英語4技能検定 3,684人	漢字検定 4,176人 英語4技能検定 3,630人	検定当日に、体調不良や学級閉鎖等で受検できなかった児童生徒がいたため。	漢字検定 4,257人 英語4技能検定 3,782人		4「草津っ子」育み事業	17
		31	学校図書館教育の推進	学校図書館の「読書センター」機能および「学習・情報センター」機能を充実させ、読書好きな子どもの育成を図るとともに、学校図書館を活用した授業の充実を図ります。	学校教育課		引き続き学校司書・図書館運営パートナーの配置による読書環境整備や授業連携を充実させるとともに、蔵書の充実や市立図書館との連携強化等による子どもたちの読書活動推進に取り組めます。	各市立小中学校に学校司書ならびに学校図書館運営パートナーを配置することにより、学校図書館の読書環境の整備や授業での活用を推進しました。		引き続き学校司書・図書館運営パートナーの配置による読書環境整備や授業連携を充実させるとともに、蔵書の充実や市立図書館との連携強化等による子どもたちの読書活動推進に取り組めます。		4「草津っ子」育み事業	
		32	ICTを活用した教育の推進【子・若計画No.19と共通】	液晶型電子黒板やタブレットPC等を活用したICTを活用した教育に取り組み、「草津型アクティブ・ラーニング」による授業改善を推進します。	学校政策推進課		市内教員 669人 市内小中学生 12,082人	市内教員 669人 市内小中学生 12,082人		市内教員 686人 市内小中学生 12,079人		4「草津っ子」育み事業	19
		33	「学校教育パイオニアスクールくさつ夢・未来を抱くスペシャル授業in草津」の推進【子・若計画No.18と共通】	各小中学校において、独自の教育プロジェクトを企画・実施し、各校の強みを生かした教育を行います。また、社会の最前線で活躍する専門家や達人を招いて特別授業を行い、学習意欲の向上や進路選択に関わる能力の育成を図ります。	学校政策推進課		令和4年度より廃止		R6未実施		4「草津っ子」育み事業	18	
目標2 子どもの権利と安全を守る仕組みづくり	施策1 子どもの人権を守る環境づくり	34	人権教育・教育の推進【子・若計画No.88と共通】	認定こども園、幼稚園、保育所（園）および小中学校においては、人権教育・教育計画に基づき、一人ひとりの子どもの人権が尊重されるよう保育・教育を推進します。また、職員研修によりスキルアップを目指すとともに保護者への啓発に努めます。	幼児課 児童生徒支援課		(幼児課) 各施設での人権研修会の実施(2回) 幼児課主催の人権研修(2回) 人権保育公開研究会の実施(1回)	(幼児課) 各施設での人権研修会の実施(2回) 幼児課主催の人権研修(2回) 人権保育公開研究会の実施(1回)	(幼児課) 各施設での人権研修会の実施(2回) 幼児課主催の人権研修(2回) 人権保育公開研究会の実施(1回)			88	
		35	「子どもの人権110番」強化週間の周知【子・若計画No.25と共通】	法務局が設置する学校でのいじめや児童虐待等、子どもの人権問題を専門に扱う専用相談窓口の周知を行います。	人権政策課		「子どもの人権相談」について8月1日号広報に掲載予定。 ※令和5年度から、「子どもの人権110番」を、「子どもの人権相談」に改称。	「子どもの人権相談」について8月1日号広報に掲載した。	「子どもの人権相談」について8月1日号広報に掲載予定。			25	
		36	なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間の周知【子・若計画No.93と共通】	草津市企業同和教育推進協議会が開催する市内事業所向け各種研修会において、パンフレットや同協議会が発行されている企業啓発誌「しんらい」の配布、企業内公正採用・人権啓発推進月間における事業所内公正採用選考・人権啓発推進員による事業所訪問や街頭啓発を行います。	商工観光労政課		草津市企業同和教育推進協議会が開催する市内事業所向け各種研修会において、パンフレットや同協議会が発行されている企業啓発誌「しんらい」の配布を行いました。また、企業内公正採用・人権啓発推進月間における事業所内公正採用選考・人権啓発推進員による事業所訪問や街頭啓発を行いました。	草津市企業同和教育推進協議会が開催する市内事業所向け各種研修会において、パンフレットや同協議会が発行されている企業啓発誌「しんらい」の配布を行いました。また、企業内公正採用・人権啓発推進月間における事業所内公正採用選考・人権啓発推進員による事業所訪問や街頭啓発による啓発活動を行いました。		草津市企業同和教育推進協議会が開催する市内事業所向け各種研修会において、同協議会が発行されている企業啓発誌「しんらい」の配布や、企業内公正採用・人権啓発推進月間における事業所内公正採用選考・人権啓発推進員による事業所訪問や街頭啓発を行います。			93
	施策2 虐待防止等要支援児童対策	37	子ども家庭総合支援拠点の設置【子・若計画No.28と共通】	妊娠から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援を行えるよう、子ども家庭総合支援拠点の設置を進めます。	家庭児童相談室		・子ども家庭総合支援拠点による母子保健・家庭相談主管課の連携強化	・子ども家庭総合支援拠点による母子保健・家庭相談主管課の連携強化		・こども家庭センター(旧子ども家庭総合支援拠点)による母子保健・家庭相談主管課の連携強化		2 児童虐待防止対策	28
		38	要保護児童対策地域協議会【子・若計画No.75と共通】	関係機関の連携を図り、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童や支援が必要な児童等の早期発見や適切な支援を行います。	家庭児童相談室		・代表者会議 年2回 ・実務者会議 年12回 ・個別ケース検討会議 随時	・代表者会議 年2回 ・実務者会議 年12回 ・個別ケース検討会議 年147回		・代表者会議 年2回 ・実務者会議 年12回 ・個別ケース検討会議 随時	3-⑨ 要保護児童等支援	2 児童虐待防止対策	75
		39	家庭児童相談体制の充【子・若計画No.29と共通】	育児やしつけ、児童虐待等子どもに関する様々な相談に迅速に対応し、相談しやすい環境を整備するため、家庭や児童にかかる相談に応じる体制を充実させます。	家庭児童相談室		・相談業務の体制強化 ・児童虐待防止担当者向け研修への積極的な参加	・相談業務の体制強化 ・児童虐待防止担当者向け研修への積極的な参加	・相談業務の体制強化 ・児童虐待防止担当者向け研修への積極的な参加	3-⑨ 要保護児童等支援	2 児童虐待防止対策	29	

基本目標	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和5年度 実施予定	令和5年度 実施結果	実施予定を 下回った場合の理由	令和6年度 実施予定	重点取組 法定必須事項	重点取組 法定必須事項以外	子ども・若者計画 との共通事業 (事業番号)
目標2 子どもの権利と安全を守る仕組みづくり	施策2 虐待防止等要支援児童対策	40	児童虐待防止に関する啓発の推進【子・若計画No.76と共通】	児童虐待の未然防止、早期発見、早期支援に取り組み、適切な支援が図れるよう、児童虐待の相談窓口を広く周知するなど、虐待防止にかかる啓発活動を実施するとともに、市民・関係機関の研修機会を提供します。	家庭児童相談室	・広報誌、ホームページ等を活用した児童虐待防止啓発 ・保護者向け子育て連続講座、職員向け児童虐待防止啓発研修の実施等	・オレンジリボン運動についてHPを通じて啓発 ・広報くさつ11月号に児童虐待防止啓発のための記事掲載 ・FMくさつで推進月間周知 ・図書館にて啓発図書の展示、啓発リーフレットの設置 ・JR草津駅前、市内商業施設で街頭啓発 ・JR草津駅前デッキに啓発横断幕の設置 ・市民課前行政掲示板への記事掲載 ・JR南草津駅前電光掲示板、デジタルサイネージへの啓発動画掲載 ・庁内放送での児童虐待防止啓発 ・庁舎内において啓発パネル等の展示 ・児童虐待防止啓発研修の開催(11/2) ・CAP研修の実施(4回、延べ82人参加) ・CSP幼児版基礎講座の実施(保育士等4人受講) ・CSP保護者向け連続講座、ペアレントサポートの実施(7回1コース、3人受講)		・広報誌、ホームページ等を活用した児童虐待防止啓発 ・保護者向け子育て連続講座、職員向け児童虐待防止啓発研修の実施等		2 児童虐待防止対策	76
		41	養育支援ヘルパー派遣事業【子・若計画No.77と共通】	就学前の子どもを養育する家庭で、特に保護者の養育を支援する必要がある家庭、保護者の監護が不適切な家庭に対して家事育児のヘルパーを派遣します。	家庭児童相談室	・養育支援ヘルパーの派遣 439時間	・養育支援ヘルパーの派遣 301時間	転出によるものや、他制度を調整できたケースがあり、実績値が計画値を下回った。	・養育支援ヘルパーの派遣 448時間	3-⑨ 要保護児童等支援	2 児童虐待防止対策	77
		42	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)の充実【子・若計画No.78と共通】	短期入所生活援助(ショートステイ)では、保護者の病気等の理由により、子どもを家庭で養育できないとき、児童養護施設等で7日の範囲内で子どもを預かり養育します。夜間養護(トワイライトステイ)では、保護者が一時的に養育困難となった場合で市が必要と認めるとき、平日の夜間や休日に市の指定する施設で一時的に子どもを預かり養育します。	家庭児童相談室	・子育て短期支援事業 延べ176日	・子育て短期支援事業 延べ729日		・子育て短期支援事業 延べ188日	3-⑦ 子育て短期支援	1 子どもの貧困対策 2 児童虐待防止対策	78
		43	養育支援訪問事業【子・若計画No.79と共通】	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や不適切な養育状況にある保護者、または出産後の養育について、出生前より支援が必要と認められる妊婦に対し、保健師等が訪問し、養育に関する相談、指導、助言等の支援を行います。定期的に保健師間での協議やケース検討等を行い、家庭児童相談室と連携して必要な時期に適切な支援ができるよう取り組みます。	子育て相談センター	訪問件数 235件	訪問件数 423件		訪問件数 338件	3-⑪ 乳幼児訪問	1 子どもの貧困対策 2 児童虐待防止対策	79
		44	児童育成クラブの障害のある子どもの利用【子・若計画No.45と共通】	児童育成クラブでの障害のある子どもへの対応を行います。	子ども・若者政策課	利用件数 88件	利用件数 73件	対象児童の利用が少なかつたため	利用件数 83件		3 障害のある子どもへの支援	45
		45	特別児童扶養手当【子・若計画No.46と共通】	20歳未満の身体または精神に中度以上の障害のある児童を監護、養育している父母等に手当を支給します。	子ども家庭・若者課	対象者 251人(支給停止者含)	対象者数 276人(支給停止者含)		対象者数 263人(支給停止者含)		3 障害のある子どもへの支援	46
		46	障害のある子どもへのファミリー・サポート・センター利用助成【子・若計画No.48と共通】	障害のある子どもが利用する際、依頼会員に利用料の助成、提供会員に報酬の助成を行います。また、助成制度の周知に努めます。	子育て相談センター	利用件数 188件	利用件数: 32件	対象児童の利用が少なかつたため	利用件数: 72件		3 障害のある子どもへの支援 4 「草津っ子」育み事業	48
		47	訪問時・健診時・相談支援事業時等の言語通訳・手話通訳者派遣	各種訪問事業や健診実施時、相談支援事業時等、外国につながる家庭や聴覚障害のある子ども・保護者が適切に支援を受けることができるよう、言語通訳者や手話通訳者を派遣します。(すこやか訪問、産後ケア事業、総合相談、養育支援訪問、乳幼児健診、離乳食レストラン、湖の子園運営事業、相談支援事業、給付事業)	子育て相談センター 発達支援センター	【発達支援センター】 湖の子園運営事業や相談支援事業等を実施する際、必要に応じて言語通訳や手話通訳者を利用し対応にあたります。 【子育て相談センター】 各種訪問事業や健診実施時、相談支援事業時等、外国につながる家庭や聴覚障害のある子ども・保護者が適切に支援を受けることができるよう、言語通訳者や手話通訳者を派遣します。	【発達支援センター】 言語通訳: 1人 手話通訳: 2人 【子育て相談センター】 すこやか訪問1回目: 言語通訳 2人 乳幼児健診: 言語通訳 4人、手話通訳1人		【発達支援センター】 湖の子園運営事業や相談支援事業等を実施する際、必要に応じて言語通訳や手話通訳者を利用し対応にあたります。 【子育て相談センター】 各種訪問事業や健診実施時、相談支援事業時等、外国につながる家庭や聴覚障害のある子ども・保護者が適切に支援を受けることができるよう、言語通訳者や手話通訳者を派遣します。			
		48	障害、発達支援等に関する相談・支援事業【子・若計画No.31と共通】	障害の早期発見・早期支援につなげるため、発達相談、巡回相談、5歳児相談等を実施します。また、各関係機関が連携を図りながら障害の程度や種別に関わらず個々のニーズに対応できる専門的かつ総合的な相談支援を行います。	発達支援センター	【発達支援センター】 関係機関と連携し、乳幼児期から成人期にかけて切れ目のない相談支援に取り組みます。 発達相談 500人 巡回相談 53人 5歳相談 24人 小・中・高の相談 630人 成人期の相談 145人	【発達支援センター】 関係機関と連携し、乳幼児期から成人期にかけて切れ目のない相談支援に取り組みました。 発達相談 501人 巡回相談 37人 5歳相談 25人 小・中・高の相談 596人 成人期の相談 149人	巡回相談や5歳相談については、早期から園所での支援や発達相談等の支援につながったため。	【発達支援センター】 関係機関と連携し、乳幼児期から成人期にかけて切れ目のない相談支援に取り組みます。 発達相談 576人 巡回相談 37人 5歳相談 25人 小・中・高の相談 618人 成人期の相談 175人		2 児童虐待防止対策 3 障害のある子どもへの支援	31

基本目標	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和5年度 実施予定	令和5年度 実施結果	実施予定を 下回った場合の理由	令和6年度 実施予定	重点取組 法定必須事項	重点取組 法定必須事項以外	子ども・若者計画 との共通事業 (事業番号)	
目標2 子どもの権利と安全を守る仕組みづくり	施策3 障害等の社会的な支援を要する子どもと家庭への支援	49	湖の子園の充実【子・若計画No.49と共通】	発達支援センター「湖の子園」を中心に、民間事業所や関係機関と連携し、地域における早期療育、早期支援の体制を整備します。	発達支援センター	【発達支援センター】 子どもの発達や障害に応じた早期療育とその家族支援を行うために、通所支援「湖の子園」の機能強化に向けた取り組みを進めます。 通所支援（湖の子園）利用者数 36人 親子体験通園教室の利用者数 25人 就学前教育・保育施設への専門相談研修 4回	【発達支援センター】 子どもの発達や障害に応じた早期療育とその家族支援を行うために、通所支援「湖の子園」の機能強化に向けた取り組みを行いました。 通所支援（湖の子園）利用者数 37人 親子体験通園教室の利用者数 35人（療育につながった数31人） 就学前教育・保育施設への専門相談研修 4回		【発達支援センター】 子どもの発達や障害に応じた早期療育とその家族支援を行うために、通所支援「湖の子園」の機能強化に向けた取り組みを進めます。 通所支援（湖の子園）利用者数 36人 親子体験通園教室の利用者数 32人（8人×4クール） 就学前教育・保育施設への専門相談研修 4回		2 児童虐待防止対策 3 障害のある子どもへの支援	49	
		50	障害児福祉サービスの推進【子・若計画No.42、43、50～55と共通】	障害のある子どもの生活能力を向上させるための訓練や日中における活動の場を提供することで、障害のある子どもの自立を促進するとともに、放課後の居場所の提供や家族の就労支援および一時的な休息を図るための支援を行います。 また、保育所（園）等を利用中の障害のある児童や保育所等の保育教諭等に対し集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等支援を行います。	発達支援センター 障害福祉課	【発達支援センター】 放課後等デイサービス 473人 児童発達支援 260人 医療型児童発達支援 6人 保育所等訪問支援 26人 居宅訪問型児童発達支援 3人 障害児相談支援 474人 【障害福祉課】 移動支援 16人	【発達支援センター】 放課後等デイサービス 475人 児童発達支援 236人 医療型児童発達支援 1人 保育所等訪問支援 46人 居宅訪問型児童発達支援 1人 障害児相談支援 400人 【障害福祉課】 移動支援（18歳未満の利用者） 20人	【発達支援センター】 児童発達支援は、保育所等による障害児加配による支援を受けている児童が増えているため。医療型児童発達支援は、市内の児童発達支援事業所が利用者を受け入れているため。障害児相談支援事業所が新規に開設されてきましたが、誕生日の更新ごとに保護者へ案内しており実施予定を下回りました。	【発達支援センター】 放課後等デイサービス 493人 児童発達支援 232人 保育所等訪問支援 50人 居宅訪問型児童発達支援 3人 障害児相談支援 428人 【障害福祉課】 移動支援20人		2 児童虐待防止対策 3 障害のある子どもへの支援	42、43、50、51 52、53、54、55	
		51	認定こども園、幼稚園および保育所（園）等での障害児保育（特別支援教育）	認定こども園、幼稚園および保育所（園）等において、障害児保育（特別支援教育）を実施し、障害のある子どもに対する適切な支援を充実させる保育体制の強化を図り、インクルーシブ教育・保育の充実を促進します。	幼児課	幼児課主催権研修1回 特別支援教育研修2回 特別支援コーディネーター会議 障害児保育検討会5回 （分科会4回、全体研修1回）	幼児課主催権研修1回 特別支援教育研修2回 特別支援コーディネーター会議 障害児保育検討会5回 （分科会4回、全体研修1回）		幼児課主催権研修1回 特別支援教育研修1回 橋大学共催特別支援教育研修1回 特別支援コーディネーター会議 障害児保育検討会5回 （分科会4回、全体研修1回）		3 障害のある子どもへの支援		
		52	幼稚園教諭、保育士等に対する障害児保育（特別支援教育）研修	幼稚園教諭、保育士等に対する障害児保育（特別支援教育）研修の充実を図ります。	幼児課	幼児課主催研修1回（公私立）	幼児課主催研修3回（公私立）		特別支援教育研修1回 協定大学共催特別支援教育研修1回		3 障害のある子どもへの支援		
		53	認定こども園、幼稚園および保育所（園）等での外国につながる子どもへの支援の充実	外国につながる子どもや保護者のニーズに対応できる支援の充実を図ります。	幼児課	外国の文化に触れる集会、活動 多言語翻訳サービスの活用（玉川こども園・第二保育所・第三保育所・老上こども園 草津中央おひさまこども園）	外国の文化に触れる集会、活動 多言語翻訳サービスの活用（玉川こども園・草津第二保育所・第三保育所・老上こども園・草津中央おひさまこども園）		外国の文化に触れる集会、活動 多言語翻訳サービスの活用（玉川こども園・草津第二保育所・第三保育所・第四保育所・笠縫こども園・老上こども園・草津中央おひさまこども園・矢橋ふたばこども園）				
		54	医療的ケア支援員配置事業【子・若計画No.58と共通】	公立就学前教育・保育施設、小中学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、看護師を配置し、就学前教育・保育施設、学校での医療的ケアを行います。	幼児課 児童生徒支援課	（幼児課） 看護師配置 3人 ※第三保育所1人、草津第二保育所2人	（幼児課） 看護師配置 3人 ※第三保育所1人、草津第二保育所2人 （児童生徒支援課） 看護師配置7名 ※小学校6校		（幼児課） 看護師配置 3人 ※第三保育所1人、草津第二保育所2人 （児童生徒支援課） 看護師配置6名 ※小学校4校中学校2校		3 障害のある子どもへの支援	58	
		55	障害児福祉手当【子・若計画No.47と共通】	20歳未満の精神または身体に重度の障害を有し日常生活において常時の介護を必要とする者に手当を支給します。	障害福祉課	利用者105人	利用者105人		利用者105人		3 障害のある子どもへの支援	47	
		56	障害児の医療費助成【子・若計画No.44と共通】	障害児の医療費の自己負担分について、全部または一部を助成します。	保険年金課	見込助成件数 49,186件	助成実施件数 54,625件		見込助成件数 52,316件 ※令和6年度より精神障害者保健福祉手帳を所持している一部の方も助成対象者となるため、事業名を変更しました。		3 障害のある子どもへの支援	44	
		57	インクルーシブサポーターの配置【子・若計画No.59と共通】	重度の障害がある児童生徒が地域の学校へ通えるよう、必要な学校に人員を配置し、特別支援学級の運営を支援します。	児童生徒支援課	6小学校に6人を配置	インクルーシブサポーター6名を6小学校に配置。重度の障害がある児童生徒が地域の学校の特別支援学級に通えるようサポートをした。		インクルーシブサポーター8名を6小学校及び2中学校に配置		3 障害のある子どもへの支援	59	
58	外国人児童生徒等への相談補助事業	学校等からの依頼に基づき、外国人児童生徒、保護者への通訳・翻訳支援を実施します。	児童生徒支援課	・通訳業務・翻訳業務 ・外国にルーツをもつ子どもたち、保護者のための「日本の学校」説明会。	○通訳業務・翻訳業務学校等からの依頼に基づき、外国人児童生徒、保護者への通訳・翻訳支援を実施した。主に授業や保護者懇談会の通訳、通知票や進路関係の資料の翻訳業務を実施した。 通訳：128件 翻訳：14件 ○説明会 18名の子どもと、その保護者の参加。英語、中国語、ベトナム語に対応。		・通訳業務・翻訳業務 ・外国にルーツをもつ子どもたち、保護者のための「日本の学校」説明会						
59	児童向け外国語資料の収集・提供	英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語等多言語の絵本の収集と提供を行います。	図書館	引き続き多言語絵本の収集と提供を行います。	多言語絵本購入実績98冊		引き続き多言語絵本の収集と提供を行います。	引き続き多言語絵本の収集と提供を行います。					

基本目標	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和5年度 実施予定	令和5年度 実施結果	実施予定を 下回った場合の理由	令和6年度 実施予定	重点取組 法定必須事項	重点取組 法定必須事項以外	子ども・若者計画 との共通事業 (事業番号)
目標2 子どもの権利と安全を守る仕組みづくり	施策4 安全安心な子どもの生活環境の整備	60	赤ちゃんの駅	授乳スペースやおむつ替えベッド等を備えた施設である「赤ちゃんの駅」の設置を促進するとともに、さらなる周知を推進します。 また、「赤ちゃんの駅」に登録のある保育士・栄養士を派遣し、育児栄養相談会の開催を支援します。	子育て相談センター	相談会など開催支援回数 32回	25回開催	相談会の利用が少なかつたため	32回開催予定			
		61	認定こども園、幼稚園および保育所(園)や学校における「危機管理マニュアル」の点検と充実	県教育委員会や消防署、関係機関の協力の下、火災・地震・災害等の防災、不審者対応、救命救急等の各種マニュアルを活用し、日頃から災害発生時に適切な対応ができるよう、訓練を実施します。	幼児課 学校教育課	(幼児課) 各施設で随時実施(避難訓練、防犯訓練) (学校教育課) 各施設で随時実施(避難訓練、防犯訓練)します。	(幼児課) 各施設で随時実施(避難訓練、防犯訓練) (学校教育課) 各施設で随時実施(避難訓練、防犯訓練)しました。		(幼児課) 各施設で随時実施(避難訓練、防犯訓練) (学校教育課) 各施設で随時実施(避難訓練、防犯訓練)します。			
		62	防犯灯や防犯カメラの整備等犯罪の起こりにくい環境整備の推進【子・若計画No.90と共通】	防犯灯、防犯カメラ等の整備および維持により、良好な夜間環境を構築し、犯罪を未然に防ぐまちづくりを進めます。	危機管理課	防犯灯設置：各学区での要望14箇所、町内会要望先着14灯を補助金での対応 防犯カメラ設置：各学区で取りまとめ14箇所の設置予定。子ども見守り防犯カメラ設置事業の実施	防犯灯設置：各学区からの要望箇所9箇所設置、町内会要望17灯について設置補助金を交付した。 防犯カメラ設置：各学区で取りまとめ14箇所について設置補助金を交付した。 子ども見守り防犯カメラは180台設置した。	地域からの要望箇所が予定より少なかつた。	防犯灯設置：各学区での要望14箇所の設置、町内会要望先着14灯を補助金で対応 防犯カメラ設置：各学区で取りまとめ14箇所を補助金で対応			90
		63	交通安全教育の推進	悲惨な交通事故に遭わないために、児童や幼児自らが交通ルールを理解し、実践できるように交通安全教室を開催します。	交通政策課	開催回数50回 (申請ベースでの回数となるため、年度によって変動。内訳は現段階では未定)	開催回数52回		開催回数50回 (申請ベースでの回数となるため、年度によって変動。内訳は現段階では未定)			
		64	自転車安全安心利用教室(スクエアードストレート方式等)の開催	プロのスタントマンによるスクエアードストレート方式(交通事故再現)等の自転車安全安心利用教室を開催し、中学生等に交通ルールや自転車の安全利用について啓発します。	交通政策課	実施回数2回 (老上中学校、玉川中学校で実施予定)	実施回数2回 (老上中学校、玉川中学校で実施)		実施回数2回 (草津中学校、新堂中学校で実施予定)			
		65	通行者の安全確保のための歩道整備	通行者が安全かつ快適に移動できるよう、歩道の整備に努めます。また、草津市バリアフリー基本構想に則り、草津駅周辺歩道のバリアフリー化を進めます。	道路課	西洪川南2号線及び西洪川南3号線の歩道について歩道改良工事を実施予定。	西洪川南2号線及び西洪川南3号線の歩道について歩道改良工事を実施。		引き続き、西洪川南2号線及び西洪川南3号線の歩道について歩道改良工事を実施予定。			
		66	公園の良好な維持管理	市内の公園について、子どもや子育て世帯を含め、安全に利用できるよう、遊具の点検等の維持管理を行います。	公園緑地課	・児童公園等維持管理業務委託の実施 ・児童公園・遊園再整備事業 2箇所	・児童公園等維持管理業務委託の実施 ・児童公園・遊園再整備事業 6箇所		・児童公園等維持管理業務委託の実施 ・児童公園・遊園再整備事業 3箇所			
		67	子どもや子育て世帯が身近に利用できる遊び場等の整備	くさつシティアリーナについて、子どもから大人まで誰もが気軽に利用できるスポーツ施設としての機能に加えて、プロスポーツの試合やイベント等の開催を計画していきます。また、既に供用を開始している草津川跡地公園(区間2・区間5)について、誰もが今後も継続して利用できる公園として、さらなるにぎわいの創出に向けて積極的に取り組んでいきます。	草津川跡地整備課 公園緑地課	・くさつシティアリーナにおいて、プロスポーツの試合やイベント等を開催予定。 ・草津川跡地公園において、「指定管理者等主催のイベント等を実施予定。	・くさつシティアリーナにおいて、プロスポーツの試合やにぎわい創出事業を開催。 ・草津川跡地公園において、「KUSATSU GARDEN FES」などの指定管理者等主催のイベント等を実施。		・くさつシティアリーナにおいて、プロスポーツの試合やイベント等を開催予定。 ・草津川跡地公園において、指定管理者等主催のイベント等を実施予定。		4「草津っ子」育み事業	
68	通学路の安全対策の実施	スクールガードとして登録した保護者や地域住民による見守り体制の充実や、警察・関係機関とともに実施する通学路合同点検を通して、子どもたちの安全対策に取り組みます。	学校教育課	引き続き、スクールガードとして登録した保護者や地域住民による見守り体制の充実や、警察・関係機関とともに実施する通学路合同点検を通して、子どもたちの安全対策に取り組みます。	スクールガードとして登録した保護者や地域住民による見守り体制の充実や、警察・関係機関とともに実施する通学路合同点検を通して、子どもたちの安全対策に取り組みました。		引き続き、スクールガードとして登録した保護者や地域住民による見守り体制の充実や、警察・関係機関とともに実施する通学路合同点検を通して、子どもたちの安全対策に取り組みます。					
施策5 子育ての経済的負担の軽減		69	児童手当	児童を養育する家庭の児童福祉の増進を図るために、中学校卒業までの児童を養育する家庭について児童手当を支給します。	子ども家庭・若者課	延べ人数 217,435人	延べ人数 210,500人	見込より申請者が少なかつたため。	延べ人数 236,119人			
		70	認定こども園、幼稚園および保育所(園)の保育料軽減	幼児教育・保育無償化の対象外となる児童に対し、引き続き国の基準を下回る保育料を継続していきます。	幼児課	1,772人	1,713人	対象に該当する者が少なかつたため。	1,818人			
		71	乳幼児医療費の助成	小学校就学前の乳幼児にかかる医療費の自己負担分を助成します。	保険年金課	見込助成件数153,626件	助成実施件数 157,611件		見込助成件数 164,465件			
		72	小中学生・高校生等医療費の助成	小中学生・高校生等の医療費の自己負担分について、全部または一部を助成します。	保険年金課	見込助成件数89,820件	助成実施件数 128,096件 ※令和5年10月より助成対象者を高校生等まで拡大しました。		見込助成件数 173,180件			
施策6 子どもの貧困対策		73	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【子・若計画No.64と共通】	ひとり親家庭の親および子どもの自立のため、高卒認定試験合格のための対象講座を親や子が受講し、修了した場合および高卒認定試験の全科目に合格した場合に受講料の一部を支給します。	子ども家庭・若者課	受給者数 1人	受給者数 0人	申請者がいなかつたため。	受給者数 1人		1子どもの貧困対策	64
		74	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業【子・若計画No.65と共通】	ひとり親家庭の子どもへの健全な成長を図るため、また、ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、子どもの進学・修学資金や、ひとり親家庭の生活資金等の貸付を行います。	子ども家庭・若者課	貸付件数 105件	貸付件数 88件	他制度の利用等により、貸付の申込者が減少したため。	貸付件数 97件		1子どもの貧困対策	65

基本目標	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和5年度 実施予定	令和5年度 実施結果	実施予定を 下回った場合の理由	令和6年度 実施予定	重点取組 法定必須事項	重点取組 法定必須事項以外	子ども・若者計画 との共通事業 (事業番号)	
目標2 子どもの権利と安全を守る仕組みづくり	施策6 子どもの貧困対策	75	子どもの居場所づくり事業（子どもの生活・学習支援事業）【子・若計画No.66と共通】	貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭、生活保護世帯、生活困窮世帯、不登校および登校が困難な状況にある中学生を対象に、家庭や学校とは異なる「第3の居場所」をつくり、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援、食事の提供を行い、子どもの生活の向上を図ります。	子ども家庭・若者課 人とくらしのサポートセンター	貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭、生活保護世帯、生活困窮世帯、不登校および登校が困難な状況にある中学生を対象に、家庭や学校とは異なる「第3の居場所」をつくり、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援、食事の提供を行い、子どもの生活の向上を引き続き図ります。 実施箇所 2か所	貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭、生活保護世帯、不登校および登校が困難な状況にある中学生を対象に、家庭や学校とは異なる「第3の居場所」をつくり、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援、食事の提供を行い、子どもの生活の向上を図りました。 実施箇所 2か所		貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭、生活保護世帯、生活困窮世帯、不登校および登校が困難な状況にある中学生を対象に、家庭や学校とは異なる「第3の居場所」をつくり、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援、食事の提供を行い、子どもの生活の向上を引き続き図ります。 実施箇所 2か所		1 子どもの貧困対策	66	
		76	教育・保育実費徴収に係る給付金支給事業	特定教育・保育施設等における保育料以外の実費徴収費用（教材費、行事費、給食費等）について、低所得世帯等の負担軽減を図るため、国の示す基準に基づき、費用の一部を補助します。	幼児課	61件	24件	対象となる世帯が少なかったため。	61件	3-⑬ 実費徴収	1 子どもの貧困対策		
		77	生活困窮者自立支援事業【子・若計画No.60と共通】	経済的な問題等生活上の困難に直面している人を対象に、地域で自立して生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた自立相談支援を行います。	人とくらしのサポートセンター	経済的な問題等生活上の困難に直面している人を対象に、地域で自立して生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた自立相談支援を行います。	経済的な問題等生活上の困難に直面している人を対象に、地域で自立して生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた自立相談支援を行いました。 生活困窮者自立相談 559件（案件数）		経済的な問題等生活上の困難に直面している人を対象に、地域で自立して生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた自立相談支援を行います。		1 子どもの貧困対策		60
		78	生活保護制度における教育扶助【子・若計画No.61と共通】	生活保護世帯の子どもを対象に義務教育に伴う学級費や給食費等を支給します。	生活支援課	生活保護世帯の子どもを対象に義務教育に伴う学級費や給食費等を支給します。	生活保護世帯の子どもを対象に義務教育に伴う学級費や給食費等を支給しました。		生活保護世帯の子どもを対象に義務教育に伴う学級費や給食費等を支給します。		1 子どもの貧困対策		61
		79	生活保護世帯の子どもの大学等進学支援【子・若計画No.61と共通】	生活保護世帯の子どもが大学等の進学に伴い、生活保護の対象外となった際に、新生活立ち上げの費用として給付金を支給します。また、子どもが自宅（出身世帯）から大学等に通学する場合に住宅扶助の減額をしない措置を講じます。	生活支援課	生活保護世帯の子どもが大学等の進学に伴い、生活保護の対象外となった際に、新生活立ち上げの費用として給付金を支給します。また、子どもが自宅（出身世帯）から大学等に通学する場合に住宅扶助の減額をしない措置を講じます。	生活保護世帯の子どもが大学等の進学に伴い、生活保護の対象外となった際に、新生活立ち上げの費用として給付金を支給します。また、子どもが自宅（出身世帯）から大学等に通学する場合に住宅扶助の減額をしない措置を講じました。		生活保護世帯の子どもが大学等の進学に伴い、生活保護の対象外となった際に、新生活立ち上げの費用として給付金を支給します。また、子どもが自宅（出身世帯）から大学等に通学する場合に住宅扶助の減額をしない措置を講じます。		1 子どもの貧困対策		61
		80	生活保護制度における入学準備金【子・若計画No.61と共通】	生活保護世帯の子どもが小・中・高等学校に入学する際の入学準備費用の一部を支給します。	生活支援課	生活保護世帯の子どもが小・中・高等学校に入学する際の入学準備費用の一部を支給します。	生活保護世帯の子どもが小・中・高等学校に入学する際の入学準備費用の一部を支給しました。		生活保護世帯の子どもが小・中・高等学校に入学する際の入学準備費用の一部を支給します。		1 子どもの貧困対策		61
		81	子育て世帯への公営住宅の供給【子・若計画No.72と共通】	公営住宅の募集において、母子世帯、多子世帯等の子育て困難世帯に対し、優遇倍率を適用することで、公営住宅への入居を支援します。	市営住宅課	公営住宅の募集において、一人親世帯、多子世帯の子育て困難世帯に対し、優遇倍率を適用し公営住宅への入居を支援します。	公営住宅の募集において、子育て世帯専用の募集枠を設置するとともに、子育て世帯に対する優遇倍率の適用および収入要件の緩和をするため、条例改正し、公営住宅への入居を支援する制度を整えました。		令和5年度の条例改正に基づき、子育て世帯専用の募集枠を設置するとともに、子育て世帯に対する優遇倍率の適用および収入要件の緩和をすることで、公営住宅への入居を支援します。（7世帯募集予定）		1 子どもの貧困対策		72
		82	就学援助費給付	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費や給食費等の就学に必要な費用の援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を進めます。	学校教育課	引き続き、保護者に対して、事業の周知に努めます。 対象となる児童生徒見込数864人	計画通りに就学に要する費用の援助を行い、義務教育の円滑な実施が進められました。 ・支給人数 863人	令和6年1月～3月分の学校給食費が無償となったため。	引き続き、保護者に対して、事業の周知に努めます。 対象となる児童生徒見込数877人		1 子どもの貧困対策		
目標3 心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり	施策1 結婚、妊娠・出産期からの切れ目のない支援	83	結婚新生活支援事業	経済的理由で結婚に踏み出せない世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタート時に必要な新居の購入や賃貸、引越しにかかる費用を補助します。	子ども・若者政策課	申請件数 60件 補助金（上限額） 29歳以下：60万円、39歳以下：30万円	申請件数 81件（新規49件+継続32件） 補助金（上限額） 29歳以下：60万円、39歳以下：30万円		申請件数 60件 補助金（上限額） 29歳以下：60万円、39歳以下：30万円				
		84	妊婦健診費の助成	妊婦健診を公費負担助成し、妊婦の健康管理の充実および経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できるようにします。	子育て相談センター	妊婦健診受診券発行者数：1,176人（県内：1,094人、県外：82人）	妊婦健診受診券発行者数：1,220人 受診実人数：1,775人 受診延べ人数：12,908人		妊婦健診受診券発行者数：1,181人（県内：1,110人、県外：71人）	3-⑩ 妊婦健診			
		85	すこやか訪問の推進	生後4か月までの乳児がいる家庭に助産師か保健師が訪問し、育児への助言等を行い、不安の軽減を図ります。また、育児支援が必要なケースを早期発見し、適切な子育て支援サービスにつなげます。	子育て相談センター	育児への助言等を行い、不安の軽減を図ります。また、育児支援が必要なケースを早期発見し、適切な子育て支援サービスにつなげます。訪問件数 1,107件	訪問件数 1,094件	出生数減少のため	育児への助言等を行い、不安の軽減を図ります。また、育児支援が必要なケースを早期発見し、適切な子育て支援サービスや継続支援につなげます。訪問件数 1,112件	3-⑪ 乳幼児訪問	1 子どもの貧困対策 2 児童虐待防止対策 3 障害のある子どもへの支援 4 「草津っ子」育み事業		
		86	子育て相談センターでの相談の実施【子・若計画No.30と共通】	妊娠・出産・子育てにおける切れ目ない支援として、専門職による総合相談や情報提供を実施します。また、継続支援が必要な場合は関係課と連携して適切な支援につなげることで、より安心して子育てができる環境づくりを推進します。	子育て相談センター	妊婦届出者数（転入者含む）1,180人 相談延べ件数（見込み） 950件	妊婦届出者数（転入者含む）1,220人 相談延べ件数 963件		妊婦届出者数（転入者含む）1,180人 相談延べ件数（見込み） 930件		1 子どもの貧困対策		30
		87	産前・産後サポート（産後電話相談事業）事業の実施	産後1か月頃までの産婦に電話相談を行い、産婦の心身の状態、育児状況を確認し、様々な不安や悩みを聞き、助言を行うことで、不安の軽減を図ります。また、育児不安が強い等支援を必要とする人を早期に発見し、産後ケア事業等適切なサービスにつなぎ、継続して支援します。	子育て相談センター	電話対象者の95%以上の電話相談を実施します。	実施率：99.6%		電話対象者の95%以上の電話相談を実施します。		1 子どもの貧困対策 2 児童虐待防止対策		

基本目標	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和5年度 実施予定	令和5年度 実施結果	実施予定を 下回った場合の理由	令和6年度 実施予定	重点取組 法定必須事項	重点取組 法定必須事項以外	子ども・若者計画 との共通事業 (事業番号)	
目標3 心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり	施策1 結婚、妊娠・出産期からの切れ目のない支援	88	産後ケア事業の実施	産後（生後）1年未満（R6年度～）（～R5年度は4か月未満）の産婦および乳児で、家族等から十分な支援が受けられず、①産婦に心身の不調がある、または、②産婦に育児不安がある人に、医療機関等での宿泊サービスや助産師による訪問サービスを提供し、産婦の心身のケア、育児相談・助言等を行います。また、宿泊サービスと訪問サービスにかかる費用の自己負担を補助します。	子育て相談センター		産後電話相談等で育児不安が強い人などを早期に把握し、産後ケア事業利用へとつなげます。	【宿泊サービス】 ・利用者数：43名 ・利用泊数：71泊 【訪問サービス】 ・利用者数：5名 ・利用日数：5日			【宿泊サービス】利用泊数：66泊 【訪問サービス】利用日数：6日	1 子どもの貧困対策	
		89	マタニティマークの普及啓発	妊娠時に妊婦に対してマーク利用の推進、周囲への周知・啓発をすることにより、妊婦が安心して外出できるように支援します。	子育て相談センター		妊娠届出時のチェーンホルダーの配付、ポスターやHP、市民課とイオンモールのデジタルサイネージ等での周知によりマタニティマークの普及啓発に努めます。	妊娠届出時のチェーンホルダーの配付、ポスターやHP、市民課とイオンモールのデジタルサイネージ等での周知によりマタニティマークの普及啓発に努めました。			妊娠届出時のチェーンホルダーの配付、ポスターやHP、市民課とイオンモールのデジタルサイネージ等での周知によりマタニティマークの普及啓発に努めます。		
		90	ベビーカーマークの普及啓発	ベビーカーマークの普及啓発により、安心して子どもを産み、子育てできるあたたかいまちづくりを推進します。	子育て相談センター		啓発品の作成・配布やポスター、HP、市民課とイオンモールのデジタルサイネージ等での周知によりベビーカーマークの普及啓発に努めます。	啓発品の作成・配布やポスター、HP、市民課とイオンモールのデジタルサイネージ等での周知によりベビーカーマークの普及啓発に努めました。			啓発品の作成・配布やポスター、HP、市民課とイオンモールのデジタルサイネージ等での周知によりベビーカーマークの普及啓発に努めます。		
		91	出産一時金の支給	国民健康保険の被保険者が出産したとき、出産した被保険者に対し出産育児一時金を支給します。	保険年金課	見込支給件数 89件	支給件数 79件	各月の出産数にばらつきがあり、見込支給件数を下回った。	見込支給件数 86件				
	施策2 子どもと家庭の健康な生活の支援	92	多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業【子・若計画No.74と共通】	多胎児を妊娠した時から産後1歳までの多胎児を養育している家庭にホームヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行います。また、関係部署と連携し、対象者への制度周知を行い、必要な支援につなげます。	子ども家庭・若者課	ヘルパー派遣事業 1,025時間	ヘルパー派遣事業 567時間	家庭の状況により、利用希望の時間等にばらつきがあるため。	ヘルパー派遣事業 1,021時間				74
		93	草津っ子サポート事業【子・若計画No.5と共通】	1歳までの乳児を養育している家庭にホームヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行います。また、利用者のニーズを把握しながら、関係機関と連携し、必要な支援につなげます。	子ども家庭・若者課	ヘルパー派遣事業 312時間	ヘルパー派遣事業 400時間		ヘルパー派遣事業 366時間				5
		94	乳幼児健診の実施	子どもの健全な育成、健康増進を図るため、4か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児健診を実施します。また、未受診児については、電話・訪問等で受診勧奨を行います。	子育て相談センター		未受診者把握・受診勧奨を行い、受診率の向上を図ります。また、未受診者についても電話や訪問、関係機関との連携により状況把握に努めます。	4か月児健診受診者数：1,011人（受診率：98.2%） 10か月児健診受診者数：1,102人（受診率：99.3%） 1歳6か月児健診受診者数：1,119人（受診率：99.4%） 2歳6か月児健診受診者数：1,178人（受診率：97.4%） 3歳6か月児健診受診者数：1,224人（受診率：96.2%）	乳幼児健診を実施し、子どもの健全な育成、健康増進を図ります。また、未受診者に対して電話や訪問、関係機関との連携により状況把握に努めます。			2 児童虐待防止対策 3 障害のある子どもへの支援	
		95	離乳食レストランの充実	4～10か月の乳児を育児している者が離乳食の進め方を習得することと、親同士が交流を持ち、育児不安を解消することを目的に実施します。	子育て相談センター	21回実施予定	21回実施		21回実施予定			4「草津っ子」育み事業	
		96	家庭訪問における相談の実施	保健師が訪問にて養育等の指導・助言を行います。必要に応じて、栄養士や歯科衛生士、心理判定員等の専門職と連携します。	子育て相談センター		電話や健診後訪問支援を実施し、必要なケースには、他の専門職と連携しよりきめ細やかな支援ができるように繋げていく。	相談、支援が必要な乳幼児の家庭を訪問し、指導助言を行いました。保健師訪問件数、実592件、延801件。	電話や健診後訪問支援を実施し、必要なケースには、他の専門職と連携しよりきめ細やかな支援ができるように繋げていく。			1 子どもの貧困対策 2 児童虐待防止対策	
		97	子どもの事故防止に向けた啓発や情報提供	子どもの事故防止のため、保健センター内の掲示や、すこやか手帳交付時、乳幼児健診時にチラシ等を配布し、情報提供を行います。	子育て相談センター		すこやか手帳交付時や乳幼児健診等でチラシを配布し、子どもの事故防止について啓発を行います。また、すこやか訪問2回目で家庭環境を確認しながら乳幼児の事故予防について啓発します。	すこやか手帳交付時や乳幼児健診等で事故予防のチラシを配布し、子どもの事故防止について啓発を行いました。また、すこやか訪問2回目で家庭環境を確認しながら乳幼児の事故予防について啓発しました。	すこやか手帳交付時や乳幼児健診等でチラシを配布し、子どもの事故防止について啓発を行います。また、すこやか訪問2回目で家庭環境を確認しながら乳幼児の事故予防について啓発します。				
		98	たばこ対策事業	母子健康手帳交付時やすこやか訪問、各乳幼児健診時に、喫煙している保護者等に対し、チラシやDVDを活用して妊娠中の喫煙リスク等を周知し、禁煙啓発を実施します。	子育て相談センター		妊産婦やパートナー、乳幼児の保護者に対し啓発用品を配付し、禁煙や受動喫煙防止に関する啓発や情報提供を行う。	アンケートや面談を通して喫煙状況を把握し、妊産婦やパートナー、乳幼児の保護者に対し啓発用品を配付し、禁煙や受動喫煙防止に関する啓発や情報提供を行った。	アンケートや面談を通して喫煙状況を把握し、妊産婦やパートナー、乳幼児の保護者に対し啓発用品を配付し、禁煙や受動喫煙防止に関する啓発や情報提供を行う。				
		99	公立認定こども園、幼稚園および保育所や学校に在籍する幼児・児童・生徒や、次年度に小学校に入学する新1年生を対象に、健康の保持増進を図るため、健康診断を実施します。	幼児課 学校教育課		（幼児課） 定期健康診断の実施（内科健診、歯科健診） （学校教育課） 各市立小中学校において定期健康診断の実施をしました。また、YMITアリーナでは、令和6年度入学予定者を対象に、就学時健康診断を実施しました。		（幼児課） 定期健康診断の実施（内科健診、歯科健診） （学校教育課） 各市立小中学校において定期健康診断の実施をしました。また、YMITアリーナでは、令和7年度入学予定者を対象に、就学時健康診断を実施します。					

基本目標	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和5年度 実施予定	令和5年度 実施結果	実施予定を 下回った場合の理由	令和6年度 実施予定	重点取組 法定必須事項	重点取組 法定必須事項以外	子ども・若者計画 との共通事業 (事業番号)	
目標3 心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり	施策2 子どもと家庭の健康な生活の支援	100	市内小児科医療機関の情報提供	インターネットサイト「医療ネット滋賀」内で診療が受けられる医療機関を24時間お知らせします。	健康増進課	広くさつ、市HP、さわやか健康だよりにより救急医療に関する情報提供を行います。また、診療が受けられる医療機関を24時間お知らせすることを目的に県が運営されるインターネットサイト「医療ネット滋賀」の運営費を一部負担します。	広くさつ、市ホームページ、さわやか健康だよりを活用し、救急医療に関する情報提供を行いました。また、「医療ネット滋賀」を通じて、県内医療機関の診療内容等を365日24時間提供できる環境づくりを行いました。		広くさつ、市ホームページ、さわやか健康だより等を活用し、救急医療に関する情報提供を行います。また、「医療ネット滋賀」を通じて、県内医療機関の診療内容等を365日24時間提供できる環境づくりを行います。				
		101	予防接種の実施	各種感染性疾患の感染予防、発症予防、重症化予防、まん延予防のため、定期接種の実施および接種勧奨を行います、接種率の維持を目指します。	健康増進課	医療機関において個別に定期予防接種を実施します。また、接種忘れの多い予防接種について未接種者に個別勧奨通知を行います。	医療機関において、個別に定期予防接種を実施しました。また、接種忘れの多い予防接種について未接種者に個別勧奨通知を行いました。あわせて、令和5年度は、インフルエンザが例年より早く流行を迎え、市内でも学級閉鎖が相次いだことから、進学などの人生の大切な節目を迎える中学3年・高校3年生を対象にインフルエンザ予防接種の費用の一部助成を行いました。		医療機関において個別に定期予防接種を実施します。また、接種忘れの多い予防接種について未接種者に個別勧奨通知を行います。				
		102	小学校体力向上プロジェクト事業	児童の体力向上に向けて、効果の高い短時間運動プログラムやダンス教室を実施します。	学校教育課	「ダンス教室」や「草津市チャレンジタイム」の実施とともに、引き続き「小学校体育草津モデル」の活用・プログラムの充実を図ります。		ダンス教室は全小学校で中学年を対象に実施しました。「小学校体育草津モデル」ファイルの各小学校での活用を促すために体育実技講習会を実施するとともに、プログラムの充実を図るため、体育研修会も行いました。		【事業廃止】令和6年度より本プロジェクト事業を廃止し、これまで培ってきたノウハウや取り組みは小学校体育充実授業に反映します。		4「草津っ子」育み事業	
		103	中学校体力向上プロジェクト事業	中学生の運動中のけがを防ぐために、正しい筋肉の使い方やトレーニングの方法、けがをしなないための取組、けがをしたときの正しい応急処置、治療の仕方等を学ぶための傷害予防講習会を実施します。	学校教育課	スポーツ傷害予防への意識をより高めていくための講義と実技を行います。		生徒が1人でできるトレーニングを中心に、スポーツ傷害予防への意識をより高めていくための講義と実技を行いました。		【事業廃止】令和6年度より本プロジェクト事業を廃止し、これまで実施しておりました教職員向けの傷害予防講習会は、夏季研修会等で定期的に実施します。		4「草津っ子」育み事業	
		104	ジュニアスポーツフェスティバルの開催	立命館大学等の協力の下運営している、市内の小学6年生全員参加によるスポーツイベント「ジュニアスポーツフェスティバル」について、関連機関と連携して実施します。	学校教育課	これまでの開催方法の見直しを行い、各学校にプロアスリートを招聘して行う「レッツエンジョイスポーツ」と、各学校で希望者を募って開催する「なわとびチャレンジKUSATSU」を実施する新しい形でジュニアスポーツフェスティバルを行います。		「ジュニアスポーツフェスティバル」事業につきましては、令和5年度より「レッツエンジョイスポーツの部」、「なわとびチャレンジKUSATSUの部」に分けた新しい形で実施しました。		各学校にプロアスリートを招聘して行う「レッツエンジョイスポーツ」と、各学校で希望者を募って開催する「なわとびチャレンジKUSATSU」を実施します。		4「草津っ子」育み事業	
施策3 健康な心身を育てる食育の推進施策		105	栄養相談の実施	市民を対象に、乳幼児健診の機会や電話・訪問等による栄養や食生活に関する相談を実施します。	子育て相談センター	継続して乳幼児健診や電話・訪問等での栄養相談を実施する。	栄養士による栄養相談実施件数 乳幼児健診：844件 電話相談：104件 訪問：7件 来所相談：45件 経過観察：42件 オンライン：1件		継続して乳幼児健診や電話・訪問等での栄養相談を実施する。		4「草津っ子」育み事業		
		106	認定こども園、幼稚園および保育所（園）での食育の推進【子・若計画No.11と共通】	健康を支える「食」への子どもたちの関心を高めるとともに、食育研修や調理担当者への研修等により、保育教諭等のスキルアップに努め、食育を推進します。	幼児課	食育推進会議（毎月） 幼児課主催研修1回（公私立） 「食育の日」毎月19日の取組 食農教育体験事業等	食育推進会議の実施（毎月） 幼児課主催食育研修会の実施1回（公私立） 食育の日献立の実施（毎月19日） 食農教育体験事業を活用した栽培（山田ねずみ大根）		食育推進会議（毎月） 幼児課主催研修2回（公私立） 「食育の日」毎月19日の取組 食農教育体験事業等		4「草津っ子」育み事業	11	
		107	地域での食育の推進【子・若計画No.9と共通】	地域での実践活動の場において、栄養や食生活の正しい知識の普及推進を図ります。	健康増進課	草津市健康推進員連絡協議会と連携し、地域住民との対話を通じて、適切な食生活が行えるよう啓発します。		健幸フェアをはじめとする各種イベントや地域での活動機会を通じて、健康推進員連絡協議会とともにブース出店を行うなど、適切な食事や運動の必要性について啓発を行いました。		各種イベントや地域での活動機会において、健康推進員連絡協議会と連携し、栄養や食生活に関する正しい知識や理解の啓発に取り組みます。		4「草津っ子」育み事業	9
		108	小学校での食に関する指導	市内14小学校の2年生、3年生を対象に、食や栄養に関する授業や指導を実施します。	学校教育課 学校給食センター	市内14小学校の2・3年生を対象に栄養教諭が学級担任と連携し、児童への食に関する指導を実施予定。（2年生：45学級、3年生：44学級）		市内14小学校の2・3年生に対し、栄養教諭が学級担任と連携し、児童への食に関する指導を実施した。（2年生：45学級、3年生：44学級）		市内14小学校で栄養教諭が学級担任と連携し、児童への食に関する指導を実施予定。（全学年対象、全校への指導希望調査に基づき実施）		4「草津っ子」育み事業	
施策4 子どもの健全育成		109	非行少年立ち直り支援事業における少年センターの充実【子・若計画No.35と共通】	非行等の問題、様々な悩みや課題を抱えた少年が健やかに成長していくため、少年センター「あすくる草津」での少年および家族への立ち直り支援事業を実施します。	子ども家庭・若者課	相談件数 850件	相談件数 536件		不良行為で補導された少年が減ったこと、無職少年の相談が減ったこと、少年センター以外の相談窓口が増えたことなど複数の要因があり、年度によって件数の変動は大きい。		相談件数 600件	35	
		110	SNS等インターネットの安全利用の啓発【子・若計画No.92と共通】	SNS等インターネットの安全利用について、学校や関係団体において講話により啓発していきます。	子ども家庭・若者課	講話回数 6回	講話回数 10回			講話回数 6回		92	
		111	喫煙、飲酒、薬物等の害についての学習の推進【子・若計画No.36と共通】	喫煙、飲酒、薬物等の害について、学校や関係団体において講話により啓発していきます	子ども家庭・若者課	講話回数 6回	講話回数 5回		予定していた学校1校がインフルエンザによる複数の学級閉鎖で中止となったため	講話回数 6回		36	

基本目標	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和5年度 実施予定	令和5年度 実施結果	実施予定を 下回った場合の理由	令和6年度 実施予定	重点取組 法定必須事項	重点取組 法定必須事項以外	子ども・若者計画 との共通事業 (事業番号)	
目標3 心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり	施策4 子どもの健全育成	112	青少年育成市民会議の事業推進【子・若計画No.80と共通】	青少年の健全育成のために、家庭・学校・地域・関係団体と協力して、各種大会等を開催し、青少年に活躍の場を提供するとともに、大人への啓発活動を図ります。	子ども家庭・若者課	青少年の主張発表大会の開催（年1回） 青少年育成大会の開催（年1回） 青少年問題をみんなでトークの開催（年1回）	青少年の主張発表大会の開催（年1回） 青少年育成大会の開催（年1回） 青少年問題をみんなでトークの開催（年1回）		青少年の主張発表大会の開催（年1回） 青少年育成大会の開催（年1回） 青少年問題をみんなでトークの開催（年1回）			80	
		113	やまびこ教育相談室の実施【子・若計画No.37と共通】	学校生活への不安や悩み、不登校（不登校傾向）児童生徒、およびその保護者に対して教育相談や居場所づくりを行い、学校復帰や社会的自立につなげるための支援をします。また、子どもや保護者への周知を強化し、さらなる利用促進を図ります。	教育研究所	延べ保護者・子ども支援件数 700人 延べ学校支援件数 360人 延べ支援合計件数 1060人	延べ保護者・子ども支援件数 777人 延べ学校支援件数 474人 延べ支援合計件数 1251人		延べ保護者・子ども支援件数 700人 延べ学校支援件数 400人 延べ支援合計件数 1100人		1 子どもの貧困対策 2 児童虐待防止対策	37	
		114	不登校児童生徒支援の充実【子・若計画No.38と共通】	グレードアップ連絡会の定期的な実施、スクールカウンセラーやスクーリングケアサポーター、およびスクールソーシャルワーカーを学校に配置することで、不登校の未然防止・早期発見・早期対応を図ります。また、担当職員の情報交流が、各校の指導・支援に生かされるよう、報告や研修機会の充実を図ります。	児童生徒支援課	グレードアップ連絡会（全体会2回・小中連携7回） スクールカウンセラー（小学校2校・中学校6校） スクーリングケアサポーター（小学校2校） スクールソーシャルワーカー（市3人・県1人）	グレードアップ連絡会（全体会2回・小中連携7回） スクールカウンセラー（小学校2校・中学校6校） スクーリングケアサポーター（小学校2校） スクールソーシャルワーカー（市3人【委託2人・常勤1人】・県2人）		グレードアップ連絡会（全体会2回・小中連携7回） スクールカウンセラー（小学校2校・中学校6校） スクーリングケアサポーター（小学校2校） スクールソーシャルワーカー（市3人【会計年度2人・常勤1人】・県2人）		2 児童虐待防止対策		38
		115	ことばの教室・通級指導教室の充実【子・若計画No.57と共通】	支援が必要な4・5歳児や児童生徒に対して、個別にことばの習得等の指導を行い、円滑に学校生活が送れるよう支援します。	児童生徒支援課	ことばの教室（2教室） 通級指導教室（6小学校・3中学校）	ことばの教室（2教室） 通級指導教室（6小学校・3中学校）		ことばの教室（2教室） 通級指導教室（6小学校・3中学校）		2 児童虐待防止対策		57
		116	学校問題相談支援事業（S・SW派遣事業）	不登校やいじめをはじめとする学校不適応行動の課題解決を図るため、スクールソーシャルワーカーを学校へ派遣し、子どもを取り巻く様々な環境の調整・改善に向け支援を行います。	児童生徒支援課	スクールソーシャルワーカー（市常勤1人・市委託2人・県1人）	スクールソーシャルワーカー（市常勤1人・市委託2人・県1人）		スクールソーシャルワーカー（市常勤1人・市委託2人・県1人）		1 子どもの貧困対策 2 児童虐待防止対策		
		目標4 子育ての喜びや悩みを分かちあえる環境づくり	施策1 子育ての仲間づくりの場の提供	117	つどいの広場運営事業	常設の広場を開設し、子育て家庭の親とその乳幼児が気軽に集い、ふれあいが相互に交流を図る場や、気軽に育児相談ができる場を提供します。また、利用者の増加を目指し、つどいの広場の周知および施設への指導を行います。	子育て相談センター	年間延べ利用者数（量の見込み）92,907人 （確保方策）152,132人 （子育て相談センター、地域子育て支援センター、つどいの広場、子育て支援拠点施設）	年間延べ利用者数 子育て相談センター：10,724人 地域子育て支援センター：17,476人 つどいの広場：2,778人 子育て支援拠点施設：76,289人 合計：107,267人		年間延べ利用者数（量の見込み）92,349人 （確保方策）152,132人 （子育て相談センター、地域子育て支援センター、つどいの広場、子育て支援拠点施設）	2 地域子育て支援拠点	2 児童虐待防止対策 4 「草津っ子」育み事業
118	子育てサークル活動の支援事業			親同士の子育てに関する情報交換や支え合いを促進する場として子育てサークルの育成と活動を支援します。	子育て相談センター	補助金交付団体 44団体	補助金交付団体 34団体	未就園児を対象としており、対象者が減少しているため。	補助金交付団体 40団体		4 「草津っ子」育み事業		
119	ツインズ・フレンズの充実			ふたご、みつごを育てている家庭や妊婦を対象に交流の場を提供し、ふたご、みつごを育てている家庭同士がつながることのできる環境を整えます。	子育て相談センター	開催回数12回（ぼかぼかタウン、ミナクサ☆ひろば、ココクル♥ひろばで各4回開催）	月1回開催		開催回数12回（ぼかぼかタウン、ミナクサ☆ひろば、ココクル♥ひろばで各4回開催）				
120	児童館運営事業			民間児童館の創意工夫・柔軟な運営等の特色を生かし、児童に健全な遊びを提供し、その健康を増進し、児童の健全育成と地域の子育て支援を推進します。	子育て相談センター	1箇所で開催	1箇所で開催		1箇所で開催		4 「草津っ子」育み事業		
121	妊婦教室			もうすぐママ・パパになる夫婦とその家族が安心して赤ちゃんを迎えられるよう、また、将来育児について相談しあえる友だちづくりのきっかけとなるよう講座を開催します。	子育て相談センター	開催回数12回（ぼかぼかタウン、ミナクサ☆ひろば、ココクル♥ひろばで各4回開催）	月1回開催		開催回数12回（ぼかぼかタウン、ミナクサ☆ひろば、ココクル♥ひろばで各4回開催）		4 「草津っ子」育み事業		
122	ブックスタート事業		生後6か月～1歳未満の乳児がいる家庭を保育士が訪問し、育児相談・情報提供を行う「すこやか訪問」実施時に、親子のコミュニケーションづくりのきっかけとして絵本の読み聞かせと絵本のプレゼントを行うブックスタート事業の推進に努めます。	子育て相談センター	訪問件数 1,200件	対象者：1,123人 訪問実施：1,072人	出生数減少のため	訪問件数 1,200件		4 「草津っ子」育み事業			
123	家庭教育に関する学習機会の提供		乳幼児期における子育ての重要性について理解を促進するため、認定こども園、幼稚園および保育所（園）で保護者向けの子育て研修会や講座を開き、各施設と協働で子どもの豊かな成長・発達を支える環境づくりに努め「家庭教育力」を高めます。	幼児課	各施設において研修会を開催	各施設において研修会を開催		各施設において研修会を開催		4 「草津っ子」育み事業			

基本目標	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和5年度 実施予定	令和5年度 実施結果	実施予定を 下回った場合の理由	令和6年度 実施予定	重点取組 法定必須事項	重点取組 法定必須事項以外	子ども・若者計画 との共通事業 (事業番号)
目標4 子育ての喜びや悩みを分かちあえる環境づくり	施策2 親育ちを支援するサービスの充実	124	家庭教育サポート事業の推進【子・若計画No.13と共通】	子どもたちが、基本的な生活習慣や善悪の判断をはじめとした生きる力の基礎となる能力を家庭で身に付けることができるよう、参観日や研修会等に保護者向けの学習プログラムを提供し、家庭教育支援の推進を図ります。また、家庭教育に対して関わる機会の少ない保護者に対しての啓発方法について検討します。	生涯学習課	家庭教育講座 5回 家庭読書の啓発や、情報モラル等の子育てに関するチラシ配布 乳幼児健診（1歳6か月）における事業実施	家庭教育講座 4回 すこやか訪問における家庭読書啓発リーフレットの配布 乳幼児健診における情報モラル等のチラシ配布 アートフェスタでの出展 家庭読書啓発リーフレットの作成		家庭教育講座 5回 すこやか訪問における家庭読書啓発リーフレットの配布 情報モラル等のチラシ配布 アートフェスタでの出展		4「草津っ子」育み事業	13
		125	子育て支援センター機能の充実	子育て支援の総合的な拠点として、子育て支援のネットワーク化を推進し、親子が遊びながら交流できる居場所の提供や相談・支援に関する幅広い情報の提供、人材育成、地域における子育て支援を促進します。	子育て相談センター	年間延べ利用者数 (量の見込み) 92,907人 (確保方策) 152,132人 (子育て相談センター、地域子育て支援センター、つどいの広場、子育て支援拠点施設)	年間延べ利用者数 子育て相談センター：10,724人 地域子育て支援センター：17,476人 つどいの広場：2,778人 子育て支援拠点施設：76,289人 合計：107,267人		年間延べ利用者数 (量の見込み) 92,349人 (確保方策) 152,132人 (子育て相談センター、地域子育て支援センター、つどいの広場、子育て支援拠点施設)	2 地域子育て支援拠点 3 利用者支援	2 児童虐待防止対策 4「草津っ子」育み事業	
	126	地域子育て支援センターの充実	子育ての不安感・負担感の解消や家庭の養育力の向上を図るため、保育所(園)等の資源を活用し、施設の開放、育児相談、イベントの開催、園児との交流、情報提供を行います。また、地域子育てセンターを周知し、利用を促進します。	子育て相談センター	年間延べ利用者数 (量の見込み) 92,907人 (確保方策) 152,132人 (子育て相談センター、地域子育て支援センター、つどいの広場、子育て支援拠点施設)	年間延べ利用者数 子育て相談センター：10,724人 地域子育て支援センター：17,476人 つどいの広場：2,778人 子育て支援拠点施設：76,289人 合計：107,267人		年間延べ利用者数 (量の見込み) 92,349人 (確保方策) 152,132人 (子育て相談センター、地域子育て支援センター、つどいの広場、子育て支援拠点施設)	2 地域子育て支援拠点	2 児童虐待防止対策 4「草津っ子」育み事業		
	127	子育て支援施設の整備	市南部地域の中核拠点となる子育て支援拠点施設として開設した「ミナクサ☆ひろば」、市北部地域の中核拠点となる子育て支援拠点施設として開設した「ココクル♥ひろば」で、小学3年生までの子どもとその保護者の交流の場の提供や子育て相談の実施、子育てに関する情報発信等を充実させることで、保護者の子育ての不安解消につなげます。	子育て相談センター	年間延べ利用者数 (量の見込み) 92,907人 (確保方策) 152,132人 (子育て相談センター、地域子育て支援センター、つどいの広場、子育て支援拠点施設)	年間延べ利用者数 子育て相談センター：10,724人 地域子育て支援センター：17,476人 つどいの広場：2,778人 子育て支援拠点施設：76,289人 合計：107,267人		年間延べ利用者数 (量の見込み) 92,349人 (確保方策) 152,132人 (子育て相談センター、地域子育て支援センター、つどいの広場、子育て支援拠点施設)	2 地域子育て支援拠点 3 利用者支援	4「草津っ子」育み事業		
	128	子育て支援サービスに関する情報提供の充実	子育てガイドブックの発行や、子育て応援サイト「ほかほかタウン」で、子育て関連施設、子育てサークルのイベント情報、子育て豆知識等様々な子育て情報をわかりやすく提供します。	子育て相談センター	子育てガイドブック4,000部の作成と、子育て応援サイト(ほかほかタウン)の管理・運営を行う。	子育てガイドブック4,000部 子育て応援サイトの管理・運営		子育てガイドブック4,000部の作成と、子育て応援サイト(ほかほかタウン)の管理・運営を行う。		2 児童虐待防止対策 4「草津っ子」育み事業		
	129	学習機会を通じた子育て支援情報の提供の充実【子・若計画No.12と共通】	認定こども園、幼稚園および保育所(園)において、子どもの人権や子育てをテーマにした学習会を開催し、保育教諭等と保護者がともに学ぶ機会を持つことで、子育て支援情報の提供の充実を図ります。	幼児課	各施設において子育て支援研修の実施 啓発紙等の発行	各施設において子育て支援研修の実施 啓発紙等の発行		各施設において子育て支援研修の実施 啓発紙等の発行				12
	130	利用者支援事業(保育コンシェルジュ)の実施	子どもおよびその保護者が、認定こども園、幼稚園および保育所(園)での教育・保育や、一時預かり、児童育成クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供および必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するなどの支援を行います。また、コンシェルジュの増員・質の向上を目指します。	幼児課	1人配置	1人配置		1人配置	3-② 利用者支援			
施策4 ひとり親家庭の自立支援		131	児童育成クラブ保育料の減免【子・若計画No.63と共通】	ひとり親家庭の方が利用する際、保育料を減免します。	子ども・若者政策課	88人	94人		99人			63
		132	児童扶養手当【子・若計画No.67と共通】	18歳未満の児童(中度以上の障害がある場合は20歳未満の児童)を監護しているひとり親の父または母や父母に代わり児童を養育している養育者、もしくは父母の一方が重度の障害のある家庭について、児童扶養手当を支給します。	子ども家庭・若者課	受給者数 641人	受給者数 665人		受給者数 642人		1 子どもの貧困対策	67
		133	ひとり親家庭相談業務の充実【子・若計画No.68と共通】	母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の相談・支援のほか、離婚前からの相談等に対応し、ひとり親家庭および寡婦の福祉の増進に努めます。また、複雑化する課題に対応するため、関係機関とのさらなる連携強化により、相談家庭の抱える課題、家庭環境を十分に把握し、経済的に自立し安定した生活を送れるよう適切な支援につなげます。	子ども家庭・若者課	相談件数 2,998件	相談件数 3,755件		相談件数 3,331件		1 子どもの貧困対策 2 児童虐待防止対策	68
		134	日常生活支援事業の推進【子・若計画No.69と共通】	ひとり親家庭で日常生活に支障を感じ、一時的に支援が必要などとき家庭支援員を派遣し、生活援助や子育て支援を行います。(事前登録要)	子ども家庭・若者課	利用回数 60回	利用回数 6回	利用申込が少なかったため。	利用回数 45回		1 子どもの貧困対策 2 児童虐待防止対策	69
		135	ひとり親家庭の就労に関する支援の充実【子・若計画No.70と共通】	就労に向けて受講した教育訓練講座受講費用の一部を助成します。また、資格取得を目的とし、養成機関で1年以上のカリキュラムを受講するひとり親家庭の対象者に、生活資金を援助します。	子ども家庭・若者課	受給者数 15人	受給者数 13人	見込より申請者が少なかったため。	受給者数 15人		1 子どもの貧困対策 2 児童虐待防止対策	70

基本目標	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和5年度 実施予定	令和5年度 実施結果	実施予定を 下回った場合の理由	令和6年度 実施予定	重点取組 法定必須事項	重点取組 法定必須事項以外	子ども・若者計画 との共通事業 (事業番号)	
目標4 子育ての喜びや悩みを分かちあえる環境づくり	施策4 ひとり親家庭の自立支援	136	母子生活支援施設入所措置	配偶者等からの暴力や様々な困難を抱えている母子家庭について、施設への入所措置を行うことにより、生活支援とともに、自立促進を図ります。	子ども家庭・若者課 家庭児童相談室	配偶者等からの暴力や様々な困難を抱えている母子家庭について、施設への入所措置を行うことにより、生活支援とともに、自立促進を図ります。 母子生活支援施設入所措置世帯数 5世帯	配偶者等からの暴力や様々な困難を抱えている母子家庭について、施設への入所措置を行うことにより、生活支援とともに、自立促進を図ります。 母子生活支援施設入所措置世帯数 2世帯	措置対象世帯が少なかったため。	母子生活支援施設入所措置世帯数 5世帯		1 子どもの貧困対策 2 児童虐待防止対策		
		137	ひとり親家庭のファミリー・サポート・センター利用助成【子・若計画No.71と共通】	ひとり親家庭の方が利用する際、利用料の助成を行います。	子育て相談センター	利用件数 375件	利用件数 121件	対象児童の利用希望が少なかったため	利用件数 231件		1 子どもの貧困対策 2 児童虐待防止対策 4 「草津っ子」育み事業	71	
		138	ひとり親家庭の医療費助成【子・若計画No.62と共通】	ひとり親家庭の医療費の自己負担分について、全部または一部を助成します。	保険年金課	延べ利用者数 3,469人	助成実施件数 27,366件		見込助成件数 30,558件		1 子どもの貧困対策	62	
目標5 社会全体で子育てを支援する環境づくり	施策1 地域の子育て力の向上	139	こどもエコクラブの充実【子・若計画No.3と共通】	公益財団法人日本環境協会の事業である「こどもエコクラブ」の市窓口を設置し、加入を促進します。また、環境学習教材の貸出や環境学習への講師派遣により、活動の充実を図ります。	環境政策課	登録クラブ数 13	登録クラブ数 12	登録クラブ数を2団体増やすことができたが、3団体継続していただくことができなかったため。	登録クラブ数 12			3	
		140	草津市こども環境会議の開催【子・若計画No.4と共通】	家庭・地域・学校・職場等様々な場所で環境学習に取り組めるよう、子どもと大人が環境について議論しあい、環境活動に取り組む人たちが交流する場として実施します。多様な企業や団体等へ参加の呼びかけを行い、活発な「こども環境会議」の運営に努めます。	環境政策課	令和6年2月4日開催予定	令和6年2月3日開催 参加団体数：52団体		令和7年2月1日開催予定		4 「草津っ子」育み事業	4	
		141	地域協働学校の推進【子・若計画No.81と共通】	学校、家庭、地域が、教育目標や課題を共有し、知恵と力を出し合って、青少年の健全育成、子どもと大人の協働による共育ち、地域コミュニティの育成を目指し、体験授業、各種イベント等を実施します。	生涯学習課	事業数 350事業	事業数 428事業		事業数 400事業	3-③ 放課後児童健全育成・放課後子ども教室	4 「草津っ子」育み事業	81	
		142	学習ボランティア登録制度の推進【子・若計画No.82と共通】	各種学習活動等により得られた知識や経験を生かしたいという学習ボランティア（個人および団体）を登録し、登録情報の提供を通して生涯学習活動を推進します。	生涯学習課	継続して登録者を募集。草津市ゆうゆうびとバンクはペーパーレス推進のため、QRコードを掲載し配布。人材の育成・支援を図ります。	ゆうゆうびとバンク冊子 70冊発行 ゆうゆうびとバンクリフレット 1000部発行		継続してゆうゆうびとバンクの登録者を募集。引き続き人材の育成・支援を図ります。			82	
		143	スポーツ教室やイベントの開催【子・若計画No.83と共通】	子どもが運動に関心を持ち、スポーツに親しむためのスポーツ教室やイベントの開催等スポーツ環境の充実に取り組めます。	スポーツ推進課	活動回数 25回	活動回数 23回	雨天中止となったイベント（駅伝）があったこと、また、学校からの申込により講師を派遣する講座について、想定より申込が少なく、派遣回数が見込を下回ったため。	活動回数 18回			83	
		144	総合型地域スポーツクラブへの支援【子・若計画No.84と共通】	総合型地域スポーツクラブが行う各種スポーツ教室やイベント等の開催を支援します。	スポーツ推進課	活動回数 1,415回	活動回数 1,407回	開催できなかった教室があったため。	活動回数 1,396回				84
		145	遺跡や文化財の活用を通じた学習の充実【子・若計画No.85と共通】	遺跡発掘調査や出土品整理作業、文化財の現地見学等の体験学習の機会を通じ、地域の歴史への理解を深める学習を支援します。	歴史文化財課	・令和5年度下半期に埋蔵文化財発掘体験を実施予定 ・学校（高穂中）との協働学習『たかほ学』の場で、出前講座2件を実施。 ・地域各種団体、まちづくり協議会との共催事業は、今年度なし。 ・当課主催する子どもおよび保護者を対象としたワークショップ8回（土器づくりWS：2回、土器焼きWS：3回）、および国史跡「野路小野山製鉄遺跡」にて『親子で体験一鉄で遊ぼう！』、「サンヤレ語り後継者育成事業の一環で鑄造体験WS：2回」を開催。	・当初計画にある埋蔵文化財発掘調査体験については、本年度、実施可能な環境条件等が整う現場が存在しなかったことから、実施不可能となった。	・各種団体、学校等と連携した講座・現地見学・体験学習の機会を持つとともに、当課の自主事業としての子どもおよび保護者を対象とした草津市の歴史・文化に接するワークショップ等の事業を行う。			85		
146	歴史資産を生かした体験機会の充実【子・若計画No.86と共通】	学校団体の見学受入れ・出前授業を積極的に行います。また、子ども向け事業「草津宿みちくさラボ」および草津宿本陣でのワークショップ等を定期的に開催するとともに、外部イベントにも参加し、より多くの子どもたちに対して草津の歴史や文化に触れる機会を提供します。	草津宿街道交流館	・ワークショップ 令和5年9月頃 古文書講座実施予定 ・クイズラリー 令和5年7月8日～8月27日頃予定 ほんじんクイズラリー実施 (主な対象は小学生を想定) ・上記以外にも、「本陣四季彩々」の一環として、子どもを対象にした展示事業や「むかしの暮らし」の体験事業などの文化財に触れる事業を実施 ・学校の要望にあわせ、見学の受け入れや出前授業を実施	ワークショップ 本陣四季彩々・秋の段 「古文書」(小学生以上対象) 令和5年9月16日実施 「切り絵」(小学生対象) 令和5年10月28日実施 本陣四季彩々・冬の段 「しめかざり」(小学生対象) 令和5年12月16日実施 クイズラリー (小学生以上対象) ・本陣四季彩々・夏の段 令和5年7月8日～8月27日実施 ・本陣四季彩々・冬の段 令和5年12月16日～令和6年1月26日 ・学校の要望にあわせ、見学の受け入れや出前授業を実施	・ワークショップ 令和6年8月頃実施予定 ・学校の要望に合わせ、見学の受け入れや出前授業を実施 ※草津宿本陣は令和6年6月から令和7年3月まで臨時休館	4 「草津っ子」育み事業	86					

基本目標	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和5年度 実施予定	令和5年度 実施結果	実施予定を 下回った場合の理由	令和6年度 実施予定	重点取組 法定必須事項	重点取組 法定必須事項以外	子ども・若者計画 との共通事業 (事業番号)
目標5 社会全体で子育て を支援する環境づく り	施策1 地域の子育て力 の向上	147	子どもの読書活動推進事業 (子ども対象)【子・若 計画No.20と共通】	子どもが本に興味を持ち、読書への関 心を深められるよう、「おはなしのじ かん」の開催等年齢や対象に応じた取 組を実施し、子どもの読書活動を推進 します。	図書館	引き続き実施。	○おはなしのじかん 本館 12回 244名 南館 12回 184名 ○木曜おはなしのじかん 本館 12回 233名 南館 12回 293名 ○おはなし会 本館 9回 287名 南館 9回 275名 ○タペ(夜)のおはなし会 本館 1回 13名 南館 1回 20名 ○こどものつどい 本館 3回 183名 南館 3回 186名 ○絵本のひろば 未実施 ○クイズラリー 本館 未実施 南館 3回 ○高校連携交流会 本館 1回 12名 南館 1回 23名 ○新春としよかん福袋 本館 1回 100名 南館 1回 100名		引き続き実施。		4「草津っ子」育み事 業	20
		148	子どもの読書活動促進事業 (一般対象)【子・若計 画No.21と共通】	児童文学作家・絵本作家を講師とした 講演会や家庭教育サポート事業(生涯学 習課)への講師派遣等を実施し、家庭で の読書推進や図書館利用の充実に取り 組めます。	図書館	図書館開館40周年を記念して、親子向 けのワークショップや絵本ライブを実施 予定。	○さいとうしのぶさん講演会 「自分の名前で絵本をつくろう！」 「歌ってつながる親子の絵本」 本館 1回 ワークショップ42名、絵本ライブ 90名		引き続き子ども向けの講演会や家庭教育サ ポート事業(生涯学習課)への講師派遣等 を実施予定。		4「草津っ子」育み事 業	21
		149	読書活動支援【子・若計 画No.61と共通】	子どもの居場所づくり事業(子ども家 庭課・生活支援課)との連携や、子ど も食堂への団体セット貸出サービスを 行い、図書館を利用しづらい子どもた ちに向けた読書支援活動を実施しま す。	図書館	依頼に基づいて引き続き実施。	○子供の居場所づくり活動への読書活動支援 本館 12回 69人、南館 11回 69人 ○子ども食堂への団体貸出 本館 2か所 14回		依頼に基づいて引き続き実施。		1 子どもの貧困対策	73
		150	学校図書館支援事業	学校のニーズを踏まえながら、市立の 全小学校への巡回図書「ブックン」の 配本事業を実施します。	図書館	3学期から巡回配本に代わって、市内1 4校を巡回するミニ移動図書館を導入予 定。	○巡回図書「ブックン」を12月まで実施。(2階 入替) ○1月から市内14校を巡回するミニ移動図書館巡 回開始。 27回 利用人数8563名 貸出3261冊(1~3月)		引き続きミニ移動図書館による市内14校巡 行を実施。		4「草津っ子」育み事 業	22
		151	学校支援活動事業	「出張ブックトーク」等、子どもと本 をつなぐ事業の取組や「図書館見 学」、「職場体験学習受入」等、図書 館や本に興味を持ってもらう機会を提 供します。	図書館	依頼に基づいて引き続き実施。	○学校への出張ブックトーク 本館、南館 11回 451名 ○図書館見学や職場体験学習の生徒受入 図書館見学 本館2回 177名 職場体験学習 本館 3回 6名、南館 3回 6名		依頼に基づいて引き続き実施。		4「草津っ子」育み事 業	23
施策2 多様な保育ニ ーズに対応した サービスの提供		152	病児・病後児保育事業の 充実	病気および病気回復期で、保護者の就 労等により家庭での保育が困難な場 合、病児保育室で保育を行います。	子ども・若者政策課	延べ利用者数 (量の見込) 1, 147人 (確保方策) 2, 080人	延べ利用者数 (量の見込) 1, 017人 (確保方策) 2, 080人	対象児童の利用が少なかつた ため	延べ利用者数 (量の見込) 1, 144人 (確保方策) 2, 080人	3-⑥ 病児保育		
		153	ファミリー・サポート・ センター事業の推進	地域における子育てと就労支援を行う ために、支援を受けたい依頼会員と支 援を提供したい提供会員が、会員組織 を構成し、援助活動を展開します。 また、子育て家庭以外にもファミ リ・サポート・センターの周知を図 り、提供会員の確保に努めます。	子育て相談センター	延べ利用者数 3,469人	延べ利用者数 2,495人	ファミリー・サポート・セン ターの認知度が低く、啓発活 動の必要があるため。	延べ利用者数 3,530人	3-⑧ 子育て援助活動 支援	4「草津っ子」育み事 業	
		154	延長保育事業の充実	認定こども園、保育所(園)におい て、延長保育等の特別保育を実施する ことで、多様な保育ニーズに対応した サービスの提供に努めます。	幼児課 幼児施設課	実施施設数 【私立保育園】11施設 【私立認定こども園】17施設 【小規模保育施設】21施設 【公立保育所・認定こども園】5施設	実施施設数 【私立保育園】11施設 【私立認定こども園】17施設 【小規模保育施設】21施設 【公立保育所・認定こども園】5施設 【家庭的保育】4施設		実施施設数 【私立保育園】10施設 【私立認定こども園】18施設 【小規模保育施設】20施設 【公立保育所・認定こども園】5施設	3-④ 時間外保育		
		155	預かり保育事業の充実	幼稚園で教育時間終了後や長期休業中 に保育を実施し、働きながら幼稚園に 通わせたいというニーズに対応しま す。地域の幅広いニーズに対応するた め、実施施設数の拡大を進めます。	幼児課 幼児施設課	実施施設数 【公立認定こども園】10施設 (志津・矢倉・老上・玉川・山田・笠 縫・笠縫東・常盤・矢橋ふたば・草津中 央おひさまこども園)	実施施設数 【公立認定こども園】10施設 (志津・矢倉・老上・玉川・山田・笠縫 東・常盤・矢橋ふたば・草津中央おひ さまこども園)		実施施設数 【公立認定こども園】10施設 (志津・矢倉・老上・玉川・山田・笠縫 東・常盤・矢橋ふたば・草津中央おひ さまこども園)	3-⑤ 一時預かり		
		156	一時預かり事業の充実	保護者の急な用事や短期のパートタイ ム等、家庭において保育を受けること が一時的に困難となった子どもを、認 定こども園、幼稚園および私立保育 園、その他の場所において一時的に預 かる一時預かり事業について、今後も 実施施設数の増加に向けた働きかけを 進めます。	幼児課 幼児施設課	実施施設数 【私立保育園】6施設 【私立認定こども園】15施設 【小規模保育施設】14施設	実施施設数 【私立保育園】6施設 【私立認定こども園】17施設 【私立幼稚園】4施設 【小規模保育施設】15施設 【認可外施設】14施設		実施施設数 【私立保育園】6施設 【私立認定こども園】18施設 【小規模保育施設】14施設	3-⑤ 一時預かり		
施策3 ワーク・ライ フ・バランスと 雇用環境の充実		157	男女共同参画による子育 てを可能とする職場づく りのための啓発【子・若 計画No.97と共通】	市内事業所や市民を対象に、働き方改 革やワーク・ライフ・バランスの推進 に関する啓発を行い、男女共同参画の 視点による、子育てを可能とする職場 づくりのための啓発を行います。	男女共同参画センター	父子対象の料理教室やワークショップを 実施し、父親が子と触れ合う機会をつ くことで男性の育児参画を促す取組を 行います。	男性の家事・育児等への参画をテーマとした、広 報記事の掲載や、フォーラムにおいて「父親を楽 しむ3つの秘訣」と題した講演会やワークショ ップ等を実施しました。 また、父子、父親の料理教室、父子対象のベビ ーマッサージ講座等、実践的な講座を実施し、男性 の育児参画を促す取組を実施しました。		啓発紙等において、働き方改革やワーク ・ライフ・バランスの推進に関する啓発を行 うとともに、男性対象の料理教室等を実施 し、男性の家事・育児への参画を促す取組 を行います。	1 子どもの貧困対策	97	

基本目標	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和5年度 実施予定	令和5年度 実施結果	実施予定を 下回った場合の理由	令和6年度 実施予定	重点取組 法定必須事項	重点取組 法定必須事項以外	子ども・若者計画 との共通事業 (事業番号)
目標5 社会全体で子育て を支援する環境づく り	施策3 ワーク・ライ フ・バランスと 雇用環境の充実	158	育児休業や子どもの看護 休暇等各種制度の導入推 進啓発【子・若計画No. 94 と共通】	商工観光労政課の窓口にチラシやポス ター等を設置し、啓発活動を行いま す。	商工観光労政課	商工観光労政課の窓口に「滋賀県ワー ク・ライフ・バランス推進企業」等の案 内チラシやポスターを設置し、啓発活動 を行います。	事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による 事業所訪問において、改正育児・介護休業法を案 内し、雇用環境の整備が必要であることを周知啓 発しました。		商工観光労政課の窓口に育児休業に関する チラシを設置し、啓発活動を行います。			94